

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月19日
【事業年度】	第12期（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 木村 佳司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号
【電話番号】	(045) 478-0041 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 原 大輔
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号
【電話番号】	(045) 478-0041 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 原 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月
売上高 (千円)	1,660,175	1,891,075	1,498,840	1,526,930	1,606,986
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	125,697	△618,262	△579,480	△782,535	△827,528
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	90,925	△363,054	△790,541	△821,011	100,235
持分法を適用した場合の投資利益又は損失 (△) (千円)	—	—	△29,772	△19,874	—
資本金 (千円)	492,500	2,044,250	2,044,250	2,056,750	2,193,030
発行済株式総数 (株)	29,680	552,200	552,200	556,200	577,720
純資産額 (千円)	1,065,425	5,350,893	4,560,351	3,764,377	4,088,296
総資産額 (千円)	1,757,640	5,818,608	4,922,587	4,237,448	4,501,137
1株当たり純資産額 (円)	35,897.08	9,690.14	8,258.51	6,768.03	7,065.01
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	4,093.66	△774.87	△1,431.62	△1,479.51	176.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	174.62
自己資本比率 (%)	60.6	92.0	92.6	88.8	90.7
自己資本利益率 (%)	11.0	△11.3	△16.0	△19.7	2.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	78.75
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	373,422	△659,907	△450,683	△641,463	△851,877
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△469,545	△693,153	156,190	△752,692	192,059
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	349,531	4,628,322	△20,000	5,000	250,468
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	749,663	4,024,924	3,710,431	2,321,275	1,911,926
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	95 (5)	140 (6)	131 (8)	130 (8)	123 (13)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第8期は関連会社が存在しないため、第9期及び第12期は関連会社は存在しますが重要性が乏しいため記載しておりません。
4. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権は存在しますが、当社株式は非上場で、かつ店頭登録もしていないので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第9期から第11期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 第8期の株価収益率は、当社株式は非上場で、かつ店頭登録もしていないため、記載しておりません。
6. 従業員数には、契約医療機関への出向者を含めております。
7. 平成15年5月2日付で1株につき4株の割合をもって、また、平成16年1月20日付で1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。
8. 第11期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2【沿革】

年月	事項
平成7年10月	予防医学に基づく新たな医療サービスの提供を目的として、東京都港区西新橋に株式会社メディネット（資本金1,000万円）を設立
平成11年4月	東京都世田谷区瀬田に分子免疫学研究所を開設、瀬田クリニック向けに細胞加工施設（瀬田CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成12年12月	東京都港区新橋に本社を移転
平成13年8月 10月	厚生労働省による新事業創出促進法に基づく「新事業分野開拓の実施に関する計画」の認定 神奈川県横浜市港北区に本社を移転、新横浜メディカルクリニック（現瀬田クリニック新横浜）向けに細胞加工施設（新横浜CPC1）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成14年4月 7月	神奈川県横浜市港北区に先端医学研究所を開設 新横浜メディカルクリニック（現瀬田クリニック新横浜）向けに細胞加工施設（新横浜CPC2）を増設
平成15年5月 6月 10月 11月	東京都世田谷区玉川台に研究開発センターを新設、分子免疫学研究所と先端医学研究所を同センター内に移転すると共に、先端医学研究所を「分子遺伝学研究所」に改称 大阪府吹田市江坂に大阪事業所を開設、かとう緑地公園クリニック（現瀬田クリニック大阪）向けに細胞加工施設（大阪CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始 福岡県福岡市博多区に福岡事業所を開設、福岡メディカルクリニック（現瀬田クリニック福岡）向けに細胞加工施設（福岡CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始 東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場（平成15年10月8日付） 韓国イノメディシス社との技術援助契約に基づき、CD3-LAKによる免疫細胞療法総合支援サービスのライセンスを供与
平成16年3月 5月 8月	細胞医療支援事業においてISO9001の認証を取得 「分子免疫学研究所」と「分子遺伝学研究所」を統合し、研究開発センターの名称を「先端医科学研究所」に改称 日本初の治療用がん組織保管サービスである「自己がん細胞バンク」サービスを開始
平成19年2月 6月	東京大学医学部附属病院の22世紀医療センター内に開設された「免疫細胞治療学講座（免疫細胞治療部門）」向けに細胞加工施設（東大22世紀医療センターCPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始 独立行政法人国立病院機構大阪医療センターと同センターにおける免疫細胞療法の実施に対する技術支援を行なうライセンス契約を締結

(注) CPCは、Cell Processing Centerの略で、細胞加工施設を指します。

3【事業の内容】

当社は、常に本質を究め、誠実性と公正性をもって真の社会的付加価値を創造するという経営理念の下、次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを迅速かつ効率的に社会に提供することにより、人々の健康と“Quality of Life（生活の質）”の向上に資することを使命として、免疫細胞療法総合支援サービスを中心とする細胞医療支援事業を展開しております。

① 免疫細胞療法総合支援サービス

当社は、免疫細胞療法を安全かつ効率的に実施可能とする技術・ノウハウ、施設、資材、専門技術者、システム等を医療機関に対して包括的に提供する免疫細胞療法総合支援サービスを事業の中核としております。

② その他

当社は、バイオテクノロジーに係る研究開発受託等を行っております。

当社が提供する具体的なサービスの内容等は、以下の通りであります。

免疫細胞療法総合支援サービスについて

① 細胞加工施設の企画設計、設置、運用、保守管理等

細胞の加工を高品質かつ安全に行なうためには、無菌医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞加工施設（CPC; Cell Processing Center）が必要となります。また、施設の運用にあたっては技術者や資材の動線を適切に整える必要があり、当社はCPCの設計および運用において独自のノウハウを医療機関に提供しております。

② CPCの使用許諾

当社が設置したCPCの独占的使用許諾権を医療機関に付与しております。

③ 生産技術および品質管理技術、ノウハウの供与等

CPCにおいて、大量の細胞加工を行なうには、細胞加工工程や品質検査工程全体を適正に標準化し、手順書に従った作業、記録の保存等を行なう必要があります。当社は、これら全てに係る独自の技術・ノウハウを標準化、システム化し、医療機関に提供しております。特に、当社は、患者自身のごく少量の血漿で細胞の培養を可能とする独自の技術を提供することにより、他人の血漿を使うことによる感染症（ウイルス性肝炎、エイズ等）が発生する可能性を排除しております。

④ 細胞輸送に係る技術・ノウハウ等の供与等

リンパ球をはじめとする細胞は、一般的に温度に対する感受性が高いため、その輸送に際しては、適切な温度で輸送するための技術・ノウハウが必要となります。当社は、特殊な専用容器を開発し、多くのフィールド・テストを含めた綿密な試験を実施して、独自の技術を医療機関に提供しております。

⑤ 専門の知識と技術を有する技術者の出向

当社において、専門知識、技術等に係る適切な教育訓練を施した技術者が、医師の指揮監督下で医療機関が行なう細胞加工および品質検査業務を支援しております。

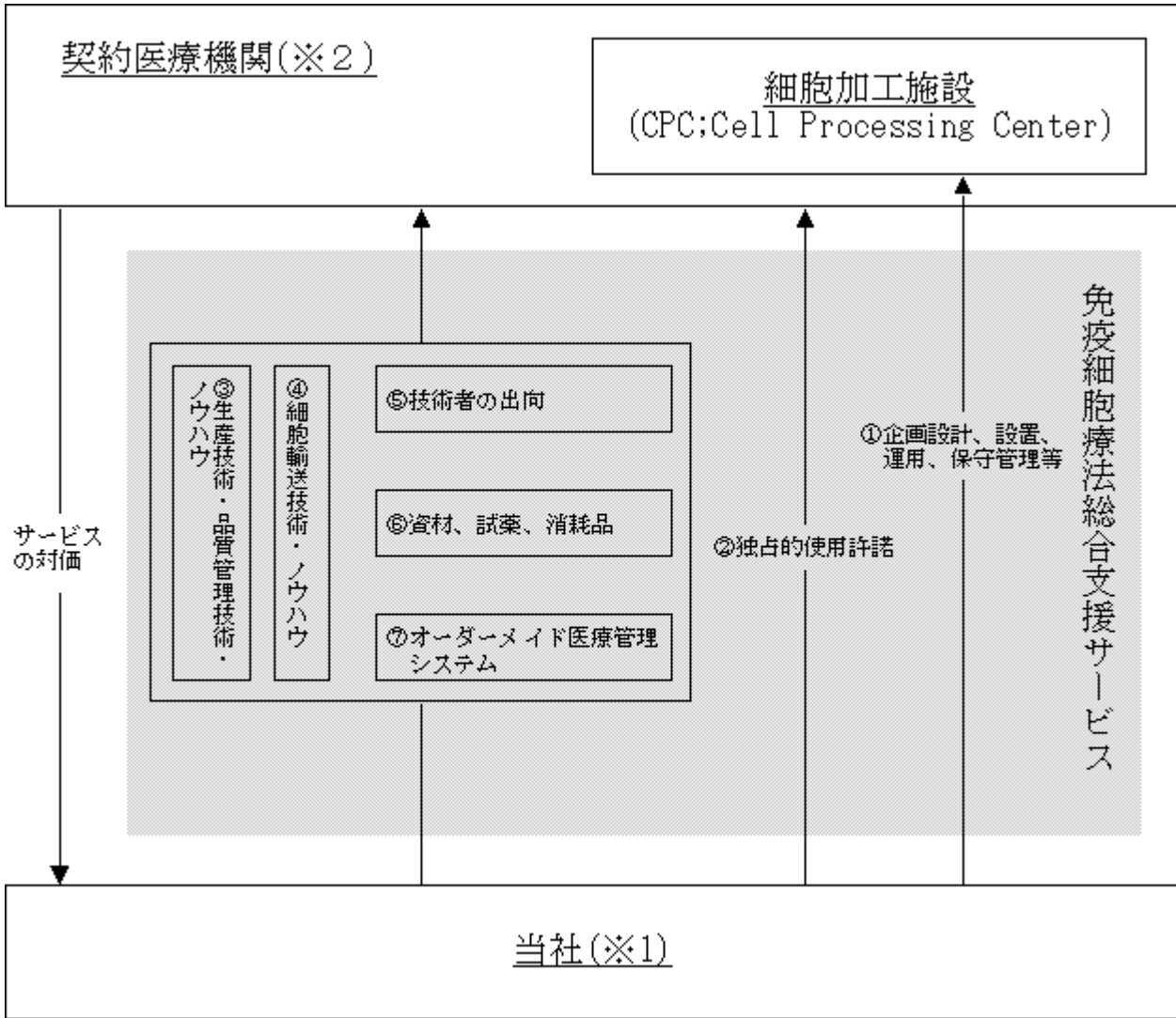
⑥ 材料および資材、試薬、消耗品等の供給等

細胞加工の安全性を維持するためには、技術やノウハウだけでなく、培養に必要な資材、試薬などの品質管理が必要となります。また、大量の細胞加工を行なうためには、資材の安定的な供給を実現させる必要があります。当社では、常に安全な資材を提供するために、細胞加工および品質検査に用いられる培地（細胞培養液）や試薬について、製造先との厳密な購買契約を締結し、培地や試薬の不良品の混入、劣化を未然に防ぐとともに、仕入管理、保存管理の徹底、検査体制の充実等、常に品質管理体制の強化を図り、材料および資材を医療機関に提供しております。

⑦ 「オーダーメイド医療管理システム」の供与、および運用保守等

免疫細胞療法はオーダーメイド医療であり、加工される細胞や治療計画は患者ごとに全て異なります。また、診療室とCPCにおける情報は密接に関連していることから、オーダーメイド医療を行なう上では複雑な情報を一元的に管理するシステムが必要不可欠となります。当社は、このような情報の一元管理を適切に実現する「オーダーメイド医療管理システム」（出願特許「医療支援装置、情報処理装置、医療支援方法およびプログラム（特開2003-108660）」）を医療機関に提供しております。

免疫細胞療法総合支援サービスのビジネスモデルを図示すると、以下の通りであります。



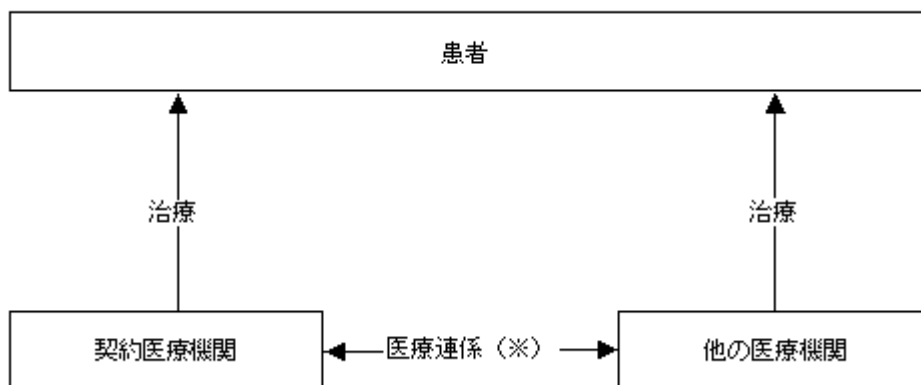
※1 当社は、免疫細胞療法総合支援サービス契約に基づいて、契約医療機関における免疫細胞療法の安全かつ効率的な実施を支援しております。なお、独自の細胞加工施設を備え、一定以上の品質管理レベルを有する契約医療機関に対しては、免疫細胞療法総合支援サービスとは異なる形で契約を締結し、免疫細胞療法に係る技術・ノウハウ等を供与しております。

※2 契約医療機関は、当社の提供する技術・サービスを利用して免疫細胞療法を実施するとともに、他の医療機関との医療連係により、当該医療機関の患者に対しても、共同して免疫細胞療法を実施しております。

(参考) 平成19年9月30日現在の当社契約医療機関

名称	住所
医療法人社団 滉志会	
瀬田クリニック	東京都世田谷区瀬田4-20-18
瀬田クリニック新横浜	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-14白井ビル3F
瀬田クリニック大阪	大阪府吹田市江坂町5-14-13
瀬田クリニック福岡	福岡県福岡市博多区店屋町6-18ランダムスクウェア5F
東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7-3-1
国立病院機構大阪医療センター	大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14

(参考) 医療協力体制



※ 免疫細胞療法を希望する患者の多くは、既に他の医療機関で一般的な治療を受けており、契約医療機関を受診する際には、これまでの病歴等、診療上十分な医療情報を共有することが必要となることから、医療機関同士が連携して医療が行われております。また、免疫細胞療法を希望する患者のうち、医療上の理由等で、契約医療機関を受診できない患者については、患者の要請に基づき、他の医療機関で治療を実施される場合があります。この場合、他の医療機関と契約医療機関では、医療関係として十分な医療情報の交換がなされ、共同で治療が実施されます。

当社は、このようなサービスを医療機関に提供することにより、先端医療である免疫細胞療法を安全で、希望すれば誰もが受けられる医療として健全な普及発展を促すとともに、契約医療機関と協力して医療チャネルの拡大を図っております。

4【関係会社の状況】

関係会社2社については重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
123（13）	35.0	2.8	5,560,055

(注) 1. 従業員数には、当社が免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者52名が含まれております。臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度、当社は、主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスを本格的な成長軌道に乗せるべく、前事業年度に引き続き、医療チャネルの拡充に向け、患者の治療選択プロセスにおいて実質的な決定力を有する医師・医療機関に対し、臨床開発の成果に基づく訴求力の高い学術営業活動を展開するとともに、患者及び患者家族に向けた継続的な情報提供によって需要喚起を図り、市場の顕在化及び拡大に努めてまいりました。このような取り組みの中、平成19年2月には、東京大学医学部附属病院と免疫細胞療法総合支援サービス契約を締結し、同院の22世紀医療センター内に開設された「免疫細胞治療学講座（免疫細胞治療部門）」に対する免疫細胞療法総合支援サービスの提供を開始いたしました。平成19年5月には、当社が技術支援する韓国のINNOMEDISYS Inc.（IMS社）が、免疫細胞療法製剤「INNOLAK」の医薬品としての製造・販売承認を、韓国食品医薬品安全庁から取得いたしました。また、平成19年6月には、独立行政法人国立病院機構大阪医療センターにおける免疫細胞療法の導入及び実施に伴い、同センターと技術支援を行なうことで合意し、ライセンス契約を締結いたしました。さらに、当事業年度においては、当社が医療機関とともに進めてまいりました複数の臨床研究が着実に実を結んできており、その成果を学会発表するとともに、主要な学会では各種免疫細胞療法に係るランチョンセミナーを開催するなど、積極的な学会活動を進めてまいりました。特に、平成18年10月に、第14回日本消化器関連学会週間（DDW-Japan 2006）及び第44回日本癌治療学会総会学術集会において発表された「切除不能局所進行膵がんを対象疾患とする免疫細胞療法と化学療法との併用治療に係る臨床研究」の結果は、きわめて予後の悪い進行膵がんに対する免疫細胞療法を用いた新たな治療法の大きな可能性を示唆しており、このような臨床研究の成果は、今後の学術営業活動及びがんに対する新たな治療法の確立において、確実にプラスに働くものと考えております。これら学術営業活動に加えて、各種メディアやWebサイトを活用した患者向け情報提供を充実させたこと等による免疫細胞療法に係る患者認知度の向上もあり、当事業年度の売上高は、前年同期を5.2%上回る結果となりました。

一方、研究開発活動についても、前事業年度に引き続き、「免疫細胞療法に係るEvidenceの強化」、「より治療効果の高い新たな免疫細胞療法に係る技術の開発」、「細胞加工プロセスの大幅な効率化と細胞輸送技術の強化」を目標として、より出口に近いテーマにプライオリティを置いて推進してまいりました。平成18年10月には、当社と他4社の共同で、細胞加工・培養プロセスの安全性と効率性を大幅に高め、個別最適条件での細胞培養を可能とする培養評価機能付きの自動細胞加工培養システムを開発いたしました。平成18年11月には、当社が開発した「融合蛋白質技術を用いた抗原デリバリーシステム」（特許出願済）をベースに、これまでの医薬品とは全く作用機序の異なる腫瘍特異的免疫治療医薬品の開発を目的として、オンコセラピー・サイエンス株式会社と共同研究を開始し、創薬分野への展開を開始いたしました。また、平成19年3月には、株式会社バイオイミュランスと業務提携を行ない、Th1細胞を用いた新たな免疫細胞加工技術の共同開発を開始いたしました。さらに、平成19年8月には、前期、米国MaxCyte社と開始したがん免疫細胞療法に係る樹状細胞加工プロセスの共同開発を完了し、同社とエレクトロポレーション技術に係るライセンス契約を締結いたしました。同じく平成19年8月には、樹状細胞ワクチン療法の治療効果向上に向け、樹状細胞の感作にゾレドロン酸を用いてCTL誘導能を向上させる、新たな樹状細胞加工技術の提供を開始いたしました。Evidenceの強化については、大学病院や各地域の中核医療機関との共同臨床研究を積極的に推進し、当事業年度においては、順天堂大学医学部附属病院、東京大学医学部附属病院、京都大学医学部附属病院、名古屋大学医学部附属病院との共同臨床研究を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,606,986千円（前年同期比5.2%増）、営業損失は823,972千円（前年同期は営業損失778,415千円）、経常損失は827,528千円（前年同期は経常損失782,535千円）となりました。

また、平成19年8月に、当社が保有していた当社の関係会社IMS社株式を現物出資し、韓国KOSDAQ上場企業KOREA HINET Co., Ltd（HINET社）株式を取得したことに伴い、IMS社株式の取得価額とHINET社株式の取得価額の差額について、株式交換益936,901千円を特別利益に計上したこと等により、当期純利益は100,235千円（前年同期は当期純損失821,011千円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益が108,957千円となったものの、営業損失であったこと等による営業活動によるキャッシュ・フローの減少、償還期限3ヶ月超の信託受益権の償還等による投資活動によるキャッシュ・フローの増加、第三者割当の新株の発行等による財務活動によるキャッシュ・フローの増加等により当期末には1,911,926千円となりました。その結果、資金残高は前期末より409,349千円減少しております。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は851,877千円（前年同期比32.8%増）となりました。

これは主に、税引前当期純利益108,957千円、減価償却費134,832千円、関係会社株式交換益△936,901千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は192,059千円（前年同期は752,692千円の使用）となりました。

これは主に、償還期限3ヶ月超の信託受益権の償還による収入200,000千円、研究開発用設備の増設等による有形固定資産の取得89,640千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は250,468千円（前年同期比4,909.4%増）となりました。

これは、第三者割当の新株の発行、第三者割当の新株予約権の行使等の株式の発行による収入266,354千円、長期借入金の返済20,000千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第12期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)		前年同期比 (%)
	金額 (千円)	割合 (%)	
免疫細胞療法総合支援サービス (千円)	1,535,246	104.8	
その他 (千円)	71,740	114.5	
合計 (千円)	1,606,986	105.2	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第11期		相手先	第12期	
	金額 (千円)	割合 (%)		金額 (千円)	割合 (%)
新横浜メディカルクリニック	871,366	57.1	医療法人社団 湊志会 瀬田クリニック新横浜	889,359	55.3
かとう緑地公園クリニック	339,969	22.3	医療法人社団 湊志会 瀬田クリニック大阪	351,855	21.9
福岡メディカルクリニック	156,260	10.2	医療法人社団 湊志会 瀬田クリニック福岡	168,628	10.5

3【対処すべき課題】

当社は、中長期経営戦略の重点を、引き続き、主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスを中心とする細胞医療支援事業に資源を集中し、臨床開発の促進及びその成果を利用した学術推進活動やそれに伴う医療チャネルの拡充により需要の顕在化を図るとともに、細胞医療分野における各種アライアンス、M&Aを促進し、細胞医療支援事業を本格的な成長軌道に乗せることにより、早期の黒字化と、中長期における飛躍的な成長を目指してまいります。

これを踏まえ、当社が対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

①免疫細胞療法に対する医師・医療機関の認知度及び理解度の向上

免疫細胞療法総合支援サービスを拡充するためには、まず、患者の治療選択プロセスにおいて実質的に決定権を有する医師・医療機関が、免疫細胞療法をがん治療オプションとして積極的に選択する状況を作る必要があります。しかしながら、近年の免疫学、分子生物学及び細胞工学等の発展と共に、免疫細胞療法に係る技術は飛躍的に進歩しつづけており、世界的に本分野における研究開発が進む一方、一般の臨床医がその最新の技術動向、内容等を詳細にキャッチアップすることは困難であることから、免疫細胞療法に対する医師・医療機関の認知度及び理解度は未だ低いのが現状であります。

このようなことから、当社は、引き続き、医師・医療機関に対する学術営業活動を強化、推進してまいります。また、研究開発活動としては、既存及び新規の免疫細胞療法につき、臨床効果を評価すると共に、新たな治療プロトコルを開発するべく、大学病院をはじめとする地域の中核医療機関と共同で複数の臨床研究を進めてまいります。これは、免疫細胞療法の臨床効果に係るEvidenceを強化・構築することにより、医師・医療機関に対する訴求力が向上されることとなるだけでなく、既存契約医療機関との医療関係を促進し、将来に向けた確実な医療チャネルの拡大を実現するものであります。

②東京大学医学部附属病院「22世紀医療センター」における活動の推進

当社の寄附により、東京大学で平成16年6月より開講した「免疫細胞治療学（メディネット）講座」においては、分子免疫学的研究に基づいた免疫細胞治療の基礎及び臨床に係る研究開発を行っており、本治療技術のがん治療における位置付けを明確にするとともに、普及医療としての基盤を構築するための取り組みが推進されております。当社は、平成19年2月、東京大学医学部附属病院と契約を締結し、同院「22世紀医療センター」に開設された「免疫細胞治療部門」に対して免疫細胞療法総合支援サービスの提供を開始いたしました。当社が同部門内に設置した最先端のCPC（Cell Processing Center；細胞加工施設）を活用し、ガンマ・デルタT細胞療法を初めとする最新の免疫細胞治療技術に係る臨床研究等、様々な活動を推進してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、当社といたしましては必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応等に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項および本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行なわれる必要があります。以下の記載は、本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではないことにご留意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

①サービス価格に係るリスク

免疫細胞療法は先進的な医療技術であるため、一般的な治療として行なわれている外科療法、放射線療法、化学療法（抗がん剤治療等）などのように、現時点では保険診療の対象とはなっておらず、一般の保険医療機関でこの治療を行なう場合には、免疫細胞療法を含む治療全体が自由診療として取り扱われます。当社契約医療機関における免疫細胞療法1クールの治療費総額は、医師が適切と判断する治療の種類等にもよりますが、およそ150万円～210万円です。当社は、免疫細胞療法総合支援サービスの対価として細胞加工の種類と回数に基づく変動課金制によるサービス料を頂いておりますが、その金額は当該契約医療機関の患者が負担する治療費に制約されます。また、免疫細胞療法は先端医療であるがゆえに、医師の治療方法に対する考え方に相違があること、関連技術が急速な進歩過程にあること等の理由により、標準的な価格水準が定まっていないことから、今後の免疫細胞療法の普及過程において治療費水準が変化し、それに応じて当社サービス価格の見直しがなされた場合等には、当社業績に影響を与える可能性があります。

②競合及び競合他社に係るリスク

(1)免疫細胞療法に係る分野への企業参入状況

近年、ベンチャー企業数社が、当社のサービスと類似したモデルで免疫細胞療法に係る分野に参入してきております。こうした動きは、新たな技術革新の進展を促し、市場が拡大していく反面、玉石混交の状況を作り出す可能性もあり、結果として患者のデメリットになることも考えられます。業界の発展とともに参入する企業が増え、他企業がトラブルを起こした場合、業界全体のイメージ低下等により、当社も間接的に悪影響を受ける可能性があります。

(2)バイオ・テクノロジーの進歩に伴う競合

当社の属するバイオ・テクノロジー業界は急速に変化・拡大しておりますが、特になん治療分野では新しい治療薬の研究開発が進んでおります。大手製薬企業が、がんをターゲットとして開発を進める分子標的薬（病気に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬）や血管新生阻害剤（がん細胞に栄養や酸素を供給する血管の新生を抑える薬）等は免疫細胞療法との併用効果が期待されておりますが、仮に免疫細胞療法との併用が適切でなく、治療効果の高い医薬品が開発された場合には、当社業績に影響を与える可能性があります。

また、当社においては、積極的な研究開発投資により、常に最先端の技術への対応、業界に先駆けた新技術の開発等に注力しておりますが、当該技術革新への対応が遅れた場合、あるいは、現在の主力事業の対象となっている免疫細胞療法に代わる画期的な治療法が開発された場合等には、当社業績に影響を与える可能性があります。

③品質管理体制に係るリスク

現在、当社が事業を推進している細胞医療分野においては、急速に進歩した最先端技術に基づいた治療が行なわれるため、安全面・品質管理面でのスタンダードが十分に確立されていない現状にあります。今後は、同業種の各種組織が協力、組織し、一定水準以上の安全性の確保に努める等、業界全体としての取組みも必要となってくるものと思われれます。

このような状況の中、当社は、平成16年3月19日、細胞医療支援事業としては世界に先駆け、ISO（国際標準化機構）が制定した品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得いたしました。これは、当社の細胞医療支援事業がグローバル・スタンダードに照らして公正に運営されていることが、独立した第三者機関によって裏付けられたことを意味しております。今後、当社は細胞医療における安全面・品質面でのデファクト・スタンダードを早期に確立すべく、患者が常に質の高い先端医療を享受できる体制を構築すると共に、情報を適正に開示して業界の適正化を図っております。具体的には、当社が契約医療機関に提供する免疫細胞療法支援サービスにおいては、加工される細胞が投与されるに足る安全性を保つために、以下のような品質管理体制を整えております。

(1)無菌性の確保

細胞加工工程における細菌汚染を防ぎ、無菌性を保つために、細胞加工施設の空気清浄度をGMP (Good Manufacturing Practice ; 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則) に規定される無菌医薬品製造区域と同等の施設要件とし、運営管理を行っております。

(2)細胞の取り扱いおよびウイルス等の感染防止

細胞の取り扱い防止、ウイルス等の感染防止のために、細胞・組織の取扱いや感染症の危険性排除等について規定した厚生労働省ガイドライン（ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質および安全性確保について、医薬発第1314号、平成12年12月26日）に準拠しております。また、細胞加工工程における人為的な過失、ミスの発生を低減するために、作業工程は全て個々の標準書および手順書をGMPより一部引用するなどして制定し、これらに基づき工程管理を行っております。

(3)資材管理

細胞加工には常に安全な資材を用いることが条件となるため、培地（細胞培養液）や試薬については、製造先との厳密な購買契約を締結し、培地や試薬の不良品の混入、劣化を未然に防ぐとともに、仕入、保存管理の徹底、検査体制の充実等、常に品質管理体制の強化を図っております。

当社は、今後とも常に品質管理体制の強化に努めてまいります。培地や試薬の不良品の混入、劣化、培養過程における人為的な過失、地震や火災等の災害等が発生した場合には、重大な事故に繋がる恐れもあり、当社業績に影響を与える可能性があります。

④法的規制の影響

当社が行なう細胞医療支援事業は、医療機関に対するサービス業であることから、当該事業に係る法的規制として、医師法、薬事法等の医事関連法規が考えられますが、現状においては、当社の免疫細胞療法総合支援サービスにつき、これら法的規制の対象となる行為はありません。

(1)医師法との関連

医師法は、医師となる要件及び医師の行なう行為について定めた法律であり、同法17条において「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されております。当社が行なう免疫細胞療法総合支援サービスにおいては、サービスの一環として、当社の技術者が契約医療機関に向向して細胞加工及び品質検査業務に従事しておりますが、これらは、医療機関の医師が行なう医療行為（免疫細胞療法）の一連の行為の一部を補助するものであり、当該行為はすべて医師の指揮監督下に行われることから、当社の出向者が同法17条に規定する「医業」を行っているものではありません。その他、医師法の各条項を含め、当社の行なう事業については現在のところ、医師法の規制に該当する行為はありません。

(2)薬事法との関連

薬事法は、医薬品等の有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行なう法律であり、同法12条において「医薬品等の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品等の製造をしてはならない」旨規定されております。ただし、医療機関が自らの患者の細胞を加工する行為については、薬事法における医薬品等の製造に該当するものではありません。当社は、医療機関に対し、施設、技術・ノウハウ、技術者、材料および資材、品質保証、システム等、医師が免疫細胞療法を実施するために必要なあらゆるソリューションを免疫細胞療法総合支援サービスとして包括的に提供するものであり、患者の細胞加工については、契約医療機関で医師の指揮監督下に行なわれております。従って、当社の行なう事業についても、同法12条に規定する「医薬品等の製造」の規制を受けるものではありません。その他、薬事法の各条項を含め、現在のところ当社の行なう事業について、薬事法の規制に該当する行為はありません。

その他の医事関連法規も含め、当社の行なう免疫細胞療法総合支援サービスに関し、現状において、特に法的規制の対象になるものはありません。しかしながら、我が国における今後の医事関連法規および行政の動向によっては、当社の事業がこれら法的規制の対象となることにより、将来の財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑤研究開発に内在する不確実性

当社が事業を展開する分野は、急速に進歩を続ける最先端のバイオ・テクノロジーに立脚したものであるため、継続的な研究開発活動が将来的な事業拡大のための大変重要な役割を担っております。

当社では、研究開発型バイオテックカンパニーとして将来に渡る企業価値向上を図るべく、先端医科学研究所を中心に、技術開発機能、臨床開発機能、戦略企画機能を備えた、基盤研究から臨床解析まで、総合的な研究開発活動を戦略的に遂行していくための研究開発体制を構築し、積極的な活動を行っております。

これらに必要な研究開発費は、平成17年9月期446百万円（総売上高に対する比率29.8%）、平成18年9月期467百万円（総売上高に対する比率30.6%）、平成19年9月期512百万円（総売上高に対する比率31.9%）となっており、将来に渡る企業価値向上を図るための先行投資と認識しております。

しかしながら、研究開発テーマが事業化できなかった場合、事業化された場合でも当初の想定通りに売上が確保できなかった場合等には、当社業績に影響を与える可能性があります。

⑥知的財産権に係るリスク

(1)特許出願状況

当社は、1999年4月に分子免疫学研究所を開設して以来、バイオ・テクノロジー分野における最先端の研究開発および技術開発に取り組んでおり、平成19年9月末現在、30件の特許を出願（うち海外出願4件、国内外出願4件※）しております。その内訳は、技術に関するものが27件、ビジネスモデルに関するものが3件となっており、今後も、さらに知的財産権の獲得を進めていく方針であります。また、保有する知的財産権につきましては、自社利用のみにこだわることなく、積極的に他社へのライセンス供与を検討し、当社技術のデファクト・スタンダード化を促進してまいります。

※ 国内外出願：日本と外国合わせて同時に行った出願

当社の出願特許状況は、以下の通りです。

出願件数	(国内) 22件 (国内外) 4件 (海外) 4件
公開出願	「医療支援装置、情報処理装置、医療支援方法及びプログラム」 (特開2003-108660)
	「フェージ溶原菌を利用したDNA代謝系にダメージを与える物質を検出する方法」 (特開2003-180394)
	「ドナー等識別方法、生体物質識別手段、情報処理装置、及びプログラム」 (特開2003-180662)
	「輸送用保冷容器」 (特開2003-237847)
	「外来DNAを保持または増殖させるための宿主細胞、およびその利用」 (特開2004-254691)
	「培養容器、培養装置および細胞の培養方法」 (特開2005-95165)
	「CTLの誘導方法」 (特開2005-245430)
	「抗アルキル化物質の探索方法、抗アルキル化剤」 (特開2006-14716)
	「医療情報支援システム、医療情報支援方法及び医療情報支援プログラム」 (特開2006-221471)
	「腫瘍成長因子β受容体発現細胞株」 (特開2007-043918)
	「癌細胞特異的発現DNA、および癌細胞特異的発現ベクター」 (再表03/102186)
	「樹状細胞、該樹状細胞を含む医薬、該樹状細胞を用いた治療方法およびγδT細胞の培養方法」 (WO2006/006638)
	「γδT細胞の培養方法、γδT細胞及び治療・予防剤」 (WO2006/006720)
	「白血球培養用血液の保存方法、輸送方法、末梢血単核球の保存方法、輸送方法及びそれらを用いた白血球の培養方法」 (WO2006/014364)
	「リンパ球の保存及び輸送方法」 (WO2006/014365)
	「CTL誘導能評価方法及びそれを用いたスクリーニング方法」 (WO2006/040920)
	「細胞培養評価システム、細胞培養評価方法および細胞培養評価プログラム」 (WO2006/101056)
	「抗原提示細胞の活性化処理方法」 (WO2007/029689)
	「細胞培養装置、細胞培養方法、細胞培養プログラム、及び細胞培養システム」 (WO2007/052716)
	「細胞培養用振盪装置及び細胞培養方法の振盪培養方法」 (WO2007/052718)
「融合蛋白質およびその薬学的用途」 (WO2007/058235)	

上記のうち、「医療支援装置、情報処理装置、医療支援方法及びプログラム」は、免疫細胞療法総合支援サービスにおける「オーダーメイド医療管理システム」として実用化されております。今後、医療技術や細胞培養に密接に関わる重要な(周辺)技術である細胞輸送・保存方法、細胞培養装置等についても、積極的に知的財産権の出願を行ない、当社の技術を知的財産権により適切に保護していく必要があります。

ただし、これら先端医療技術に関する技術の中には、特許として知的財産権を獲得するよりも、ノウハウとして保有する方が事業戦略上優位であると考えられるものも少なからずあり、必ずしも全ての技術について特許としての権利化を目指す必要はないと考えております。当社の持つ技術・ノウハウについては、取引先あるいは共同研究先との秘密保持契約等で守ることにより、外部流出が厳しく管理されております。

このように当社は、当社独自の技術あるいは研究成果、事業化に伴うビジネスモデルに関し、必要に応じて、また可能な範囲において特許権等知的財産権の出願を行ない、権利の保護に努めております。

また、他社からの当社知的財産権の侵害及び他社知的財産権に対する侵害等に関しては、常時技術・特許調査を行ない、権利の保護及び他社特許の侵害を回避するためのスキームを策定し、当社の技術やビジネスを適切に保護しております。

しかしながら、このように常に様々な状況を想定して対応してはいても、出願した案件が権利化できないという可能性もあります。また、権利化できた場合でも、実際にその権利を行使できなかったり、第三者の権利に抵触したりしている可能性もあります。

(2) 医療行為および関連技術に係る特許

現在、当社契約医療機関で既に実施されている医療行為については公知の事実となっているため、現在の主要事業に関し上記係争リスクはないものと考えております。尚、現在も政府の知的財産戦略本部で医療行為に関する特許についての検討が行われており、最近、特許庁の審査基準において医薬発明に関する審査基準が新たに作成されました。これにより医薬発明として保護される範囲が拡大され、当社が開発する技術のうち医療関連技術に関しても特許として権利化できる可能性も出てまいりました。当社としても今後の動向をこれからも注視し、その時々法規に沿った形での権利保護に努めてまいります。

⑦アライアンス、技術供与に関するリスク

当社は、INNOMEDISYS Inc.（所在地：大韓民国ソウル市）への免疫細胞療法に係る技術援助契約を締結しており、同社は、平成19年5月、当社の技術支援により、免疫細胞療法製剤「INNOLAK」の医薬品としての製造・販売承認を、韓国食品医薬品安全庁から取得しております。

しかしながら、同社の経営方針、財務状況、事業環境、その他の要因により協力関係を成立または継続できない場合や、これらの協力関係から十分な成果を得られない場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑧政府の推進政策等の変化

現在、我が国においては、バイオ・テクノロジーおよび先端医療に係る各種の推進政策が実施されております。これらの推進政策は、現在の主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスだけではなく、当社が行なう研究開発とその成果によって、今後当社が事業を展開する分野に大きく関わっております。

政府の主な推進政策とその概要は以下の通りであります。

第3次対がん10ヵ年総合戦略

厚生労働省と文部科学省は、昭和59年度から平成5年度の「対がん10ヵ年総合戦略」、平成6年度から平成15年度の「がん克服新10ヵ年戦略」に引き続き、平成16年度から平成25年度の「第3次対がん10ヵ年総合戦略」を発表しました。この「第3次対がん10ヵ年総合戦略」では、以下の重点研究課題事項が提示されております。

- a) 学横断的な発想と先端科学技術の導入に基づくがんの本態解明の飛躍的推進
- b) 基礎研究の成果を積極的に予防・診断・治療等へ応用するトランスレーショナル・リサーチの推進
- c) 革新的な予防法の開発
- d) 革新的な診断・治療法の開発
- e) がんの実態把握と情報・診療技術の発信・普及

また、これらの重点研究課題事項については、さらに詳細な戦略が示されており、「免疫療法」もそのひとつとして掲げられております。

これらは、いずれも当社の細胞医療支援事業及び研究開発活動と密接に関わるものであり、今後の事業展開に大きな影響を与えるものと考えております。

しかしながら、今後、これら政府の政策の方向性に大きな変化が生じることとなった場合には、当社業績に影響を与える可能性があります。

⑨特定の取引先への依存

当社の技術・サービスの供与に基づき免疫細胞療法を実施する契約医療機関は、平成19年9月30日現在、医療法人社団「混志会」の4医療機関「瀬田クリニック」（東京都世田谷区）、「瀬田クリニック新横浜」（神奈川県横浜市）、「瀬田クリニック大阪」（大阪府吹田市）、「瀬田クリニック福岡」（福岡県福岡市）、「東京大学医学部附属病院」（東京都文京区）及び「国立病院機構大阪医療センター」（大阪府大阪市）の6施設であります。

このうち、医療法人社団「混志会」及びその4医療機関に対する売上の総額は、平成19年9月期1,572,829千円（総売上高に占める割合97.9%）と、現時点では同医療法人に対する販売依存度が高い状態にあります。医療法人社団「混志会」は、当社相談役である江川混二が同医療法人の理事であることもあり、当社と緊密かつ安定的な関係にあります。今後両者の関係が悪化した場合や、万が一同医療機関において不慮の事故が発生すること等により受診患者数の減少、閉鎖等の事態に至った場合には、当社業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、医療法人社団 澁志会の4医療機関瀬田クリニック、瀬田クリニック新横浜、瀬田クリニック大阪、瀬田クリニック福岡及び国立大学法人東京大学との間で、下記のとおり、免疫細胞療法総合支援サービス契約を締結しております。

契約先	契約期間	契約の概要
医療法人社団 澁志会 瀬田クリニック	平成15年5月1日から平成25年9月30日まで（以降1年毎の自動更新）（注）2	当社は、本契約に基づき、免疫細胞療法総合支援サービスを提供し、その対価を受け取るものであります。
医療法人社団 澁志会 瀬田クリニック新横浜	同上 （注）1、2	同上
医療法人社団 澁志会 瀬田クリニック大阪	平成15年6月1日から平成25年9月30日まで（以降1年毎の自動更新）（注）1、3	同上
医療法人社団 澁志会 瀬田クリニック福岡	平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（以降1年毎の自動更新）（注）1、4	同上
国立大学法人東京大学	平成19年2月6日から平成22年3月31日まで	同上

（注）1. 平成19年7月に、新横浜メディカルクリニックは瀬田クリニック新横浜に、かとう緑地公園クリニックは瀬田クリニック大阪に、福岡メディカルクリニックは瀬田クリニック福岡にそれぞれ法人名を変更しております。

2. 瀬田クリニックおよび瀬田クリニック新横浜との取引は、本契約以前から行なわれておりましたが、サービス内容の一部変更を受け、各々合意の上、契約が改定されたものであります。
3. 瀬田クリニック大阪は平成15年6月1日に免疫細胞療法専門医療施設として開設され、開設と同時に当社がサービスの提供を開始しております。
4. 瀬田クリニック福岡は平成15年10月1日に免疫細胞療法専門医療施設として開設され、開設と同時に当社がサービスの提供を開始しております。

6【研究開発活動】

当社は組織横断的なプロジェクト制の下で研究開発を行い、がんや感染症分野及び難治性疾患に対する基礎研究、産業化を目指した技術開発からその臨床応用の促進まで、幅広い研究開発活動を推進しており、全てのプロジェクトが効率よく、かつ、マイルストーンに沿った進捗が得られるように管理、運営を図っております。現在は特に、当社の中核事業である免疫細胞療法総合支援サービスに関わる臨床的エビデンスの構築や技術改良に積極的に取り組んでおり、成果のいち早い社会への還元を目指しております。さらに、国内外を問わず積極的に研究開発のアライアンスを推進し、新規技術の早期実用化及び新規事業の早期実現を図っております。

当事業年度においては、これまで継続してきた基盤的研究及び技術開発の成果として、2件が実用化に至っております。平成19年8月には、「ゾレドロン酸処理による樹状細胞加工法」を当社サービスで提供している樹状細胞ワクチン療法に導入いたしました。この加工法により、樹状細胞ワクチン療法の治療効果向上が期待されます。また、平成19年9月には、新たな免疫細胞療法に用いられるガンマ・デルタT細胞の大量培養法を確立し、平成19年10月から医療機関にサービス提供できる体制を整えました。以上の研究開発活動の結果、当事業年度においては4件の特許を出願いたしました。また、がん免疫細胞療法の臨床研究支援活動も引き続き積極的に推進しており、当事業年度においては、新たに4件の共同臨床研究を開始いたしました。

なお、平成19年9月末日現在、研究開発部門スタッフは総計28名おり、これは総従業員の約23%に当たります。

(基盤的研究及び技術開発)

当事業年度より、先端医科学研究所に技術開発部を統合し、免疫細胞療法に関する基盤的研究から実用化技術開発までを総合的に取り組んでいく体制にいたしました。先端医科学研究所では、細胞加工技術の改良、新規開発及び免疫細胞療法に関する基盤研究を中心テーマとして研究開発を進めております。

細胞加工技術の改良及び新規開発に関しては、ゾレドロン酸で処理した樹状細胞は、従来の方法で調製された樹状細胞よりもがんを攻撃する細胞傷害性T細胞をより効率的に誘導できるという研究成果に基づき、平成19年8月より、「ゾレドロン酸処理による樹状細胞加工法」を当社サービスで提供している樹状細胞ワクチン療法に導入いたしました。また、平成16年より開発を行っていた自動細胞加工培養システムについては、当事業年度において、自動培養装置の試作機が完成いたしました。今後は、平成21年9月期の実用化を目指し、最適化検証を実施してまいります。さらに、樹状細胞の加工技術について、米国バイオベンチャーのMaxCyte社との共同研究を進め、その結果、試験管レベルでの技術の有用性を確認し、平成19年8月に、MaxCyte社が保有する技術の日本国内での実施に係わるライセンス契約を締結いたしました。今後は、平成20年9月期のサービス提供を目指し、当技術の実用化開発を進めてまいります。また、前事業年度から開発を進めてきたガンマ・デルタT細胞を用いた新規活性化自己リンパ球療法については、当事業年度において、ガンマ・デルタT細胞の大量培養法を確立いたしました。これにより、ガンマ・デルタT細胞療法に係る免疫細胞療法総合支援サービスの提供が可能となりました。さらに、当社は、免疫細胞療法研究開発ベンチャーのバイオミュランス社と平成19年3月に、新規治療技術の共同開発を目的として業務提携いたしました。この共同開発では、当社の免疫細胞加工培養技術とバイオミュランス社のTh1細胞加工培養技術を融合して、ヘルパーT細胞を中心とした免疫細胞療法に係る細胞加工技術の実用化を目指してまいります。

免疫細胞療法に関する基盤研究としては、平成17年9月より開始した受託研究（独立行政法人科学技術振興機構：平成17年度革新技術開発研究事業「レギュラトリート細胞を標的とした免疫抑制解除法の確立」）（至平成20年3月31日）に継続して取り組んでおります。

また、平成18年11月には、がん治療薬・がん治療研究開発ベンチャーのオンコセラピー・サイエンス社とがん特異的免疫療法医薬品の開発を目的として共同研究を開始いたしました。この共同研究では、当社のがん抗原たんぱく質加工技術とオンコセラピー・サイエンス社のがん抗原遺伝子情報を融合して、がん抗原蛋白質医薬品に係る基盤的研究を行っております。

(臨床開発)

臨床開発部は、当社の契約医療機関及び外部医療機関（大学病院及び各地域の中核医療機関）との共同臨床研究等において、その企画、推進及びデータマネジメントの支援、免疫学的基礎データの提供等を行い、より有効な投与方法や併用方法の探索、ならびに新しい免疫細胞療法開発のためのエビデンスの収集、構築、公表に取り組んでおります。当事業年度においては、引き続き、臨床エビデンスの構築を第一の目的とした国内の医療機関との共同臨床研究を推進いたしました。当事業年度において開始された臨床研究は以下のとおりであり、平成19年9月末日現在、以下の4件を含めて計8件の臨床研究が進められております。

①	対象疾患：非小細胞肺がん 対象治療：アルファ・ベータT細胞療法 共同研究：順天堂大学、瀬田クリニック新横浜
②	対象疾患：固形がんの骨転移症例 対象治療：ガンマ・デルタT細胞療法 共同研究：東京大学
③	対象疾患：急性骨髄性白血病 対象治療：樹状細胞ワクチン療法 共同研究：京都大学
④	対象疾患：切除不能局所進行膵がん 対象治療：樹状細胞ワクチン療法／アルファ・ベータT細胞療法 共同研究：名古屋大学、瀬田クリニック新横浜

※対象治療については、当社が技術・サービスを提供する治療法名称で記しております。

以上の取り組みの結果、当事業年度の研究開発費の総額は512,920千円となっております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当事業年度の経営成績の分析

(1)売上高及び営業利益

売上高は、前事業年度に対して5.2%増加し、1,606,986千円となりました。これは、医療チャネル拡大に向けた学術営業の効果に加えて、各種メディアやWebサイトを活用した患者向け情報提供の充実等による免疫細胞療法に係る認知度の向上に伴う新規治療開始患者数の増加等によるものであります。

売上原価は、前事業年度に対して4.9%増加し、722,146千円となりました。売上原価の売上高に対する比率は、売上の増加と売上原価に占める労務費、減価償却費、地代家賃等の固定費の影響から0.2ポイント減少して、44.9%となりました。その結果、売上総利益は、前事業年度に対して5.5%増加し、884,840千円となりました。

販売費及び一般管理費は、前事業年度に対して5.7%増加し、1,708,812千円となりました。前事業年度に引き続き「免疫細胞療法に係るEvidenceの強化」「より治療効果の高い新たな免疫細胞療法に係る技術の開発」「細胞加工プロセスの大幅な効率化と細胞輸送技術の強化」を目標に、より出口に近いテーマにプライオリティを置いた研究開発活動及び大学病院や各地域の中核医療機関との共同臨床研究を積極的に行ったことにより、研究開発費は、前事業年度に対して9.7%増加し、また、各種メディアやWebサイトを活用した患者向け情報提供の充実を図ったこと等により、研究開発費を除く販売費・一般管理費は、前事業年度に対して4.1%増加いたしました。

この結果、営業損失は823,972千円（前年同期は営業損失778,415千円）となりました。

(2)営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前事業年度の4,119千円の費用（純額）に対し、当事業年度は3,556千円の費用（純額）となりました。これは、主に為替差損7,649千円（前年同期は為替差益7,712千円）、投資事業組合利益4,727千円（前年同期は投資事業組合損失17,300千円）及び株式交付費の増加（前年同期比6,205千円増）によるものであります。

この結果、経常損失は827,528千円（前年同期は経常損失782,535千円）となりました。

(3)特別損益及び税引前当期純利益

特別損益は、前事業年度の58千円の損失（純額）に対し、当事業年度は936,486千円の利益（純額）となりました。これは、主に関係会社株式交換益936,901千円を計上したことによるものであります。

この結果、税引前当期純利益は108,957千円（前期同期は税引前当期純損失782,594千円）となりました。

(4)当期純利益

法人税等については、「法人税、住民税及び事業税」等の税金費用は8,722千円（前年同期比29,695千円減）となり、当期純利益は100,235千円（前年同期は当期純損失821,011千円）となりました。

当事業年度の財務状態の分析

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ263,689千円増加し、4,501,137千円となりました。流動資産は2,354,415千円と前事業年度末に比べ459,211千円減少しており、そのうち現金及び預金の減少は309,349千円、有価証券の減少は300,000千円であります。固定資産は2,146,722千円と前事業年度末に比べ722,901千円増加しておりますが、これは、主にIMS社株式の現物出資によるHINET株式の増加962,993千円によるものであります。

負債の部については、前事業年度に取得した固定資産等の未払金の減少（前年同期比87,483千円減）、業容の拡大等による買掛金の増加（前年同期比17,472千円増）等により、流動負債が前年同期比45,230千円減の412,840千円となり、長期借入金の減少（前年同期比15,000千円減）により固定負債が無くなりました。

純資産の部については、当期純利益100,235千円、第三者割当の新株の発行100,170千円、第三者割当の新株予約権の発行7,800千円及び第三者割当の新株予約権の行使による新株の発行168,000千円、HINET社株式の評価差額金△55,535千円等により、前年同期比323,919千円増の4,088,296千円となりました。この結果、自己資本比率は90.7%と前年同期比1.9ポイント増加しました。

第3【設備の状況】

当社の設備において、ソフトウェアは重要な資産であるため、以下、有形固定資産のほか、無形固定資産のうちソフトウェアを含めて設備の状況を記載しております。

1【設備投資等の概要】

当事業年度は、研究開発設備の取得を中心に67百万円の設備投資を実施しました。

主な投資としては、自動細胞加工培養システム53百万円の設備投資を実施しております。

2【主要な設備の状況】

当社は、神奈川県横浜市港北区に本社及び2ヶ所の細胞加工施設（CPC）、東京都世田谷区に研究所及び1ヶ所の細胞加工施設（CPC）、大阪府吹田市、福岡県福岡市及び東京都文京区にそれぞれ1ヶ所の細胞加工施設（CPC）を設けております。以上のうち、主要な設備は、以下のとおりです。

平成19年9月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物	構築物	機械装置	工具器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (神奈川県横浜市港北区)	統括事業施設	43,876	—	—	36,664	56,781	137,323	63 (2)
瀬田CPC (東京都世田谷区)	細胞加工施設 (注) 2	27,518	—	—	1,950	—	29,469	7 (2)
新横浜CPC1 (神奈川県横浜市港北区)	細胞加工施設 (注) 2	—	—	—	6,965	—	6,965	—
新横浜CPC2 (神奈川県横浜市港北区)	細胞加工施設 (注) 2	53,552	—	—	1,797	—	55,350	15 (6)
大阪CPC (大阪府吹田市)	細胞加工施設 (注) 2	53,839	307	—	1,066	—	55,213	12 (1)
福岡CPC (福岡県福岡市)	細胞加工施設 (注) 2	62,999	—	—	280	—	63,279	8
先端医科学研究所 (東京都世田谷区)	研究施設	2,942	—	2,015	10,269	—	15,227	6 (2)
先端医科学研究所(新横浜) (神奈川県横浜市港北区)	研究施設	—	—	—	25,920	101	26,021	5
自己がん組織バンク (神奈川県横浜市港北区)	事業施設	—	—	—	1,085	2,713	3,798	1
東大22世紀医療センターCPC (東京都文京区)	細胞加工施設 (注) 2	162,031	—	—	2,985	—	165,016	6

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 当該設備については、免疫細胞療法総合支援サービスの一環として契約医療機関に提供しております。なお、従業員数には、契約医療機関への出向者及び執行役員（取締役兼務を除く）を含んでおります。臨時雇用者数は（ ）内に平均人員を外数で記載しております。

3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間（年）	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
細胞培養設備 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5～6	67,216	110,043
研究開発設備 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	12,504	45,035
オフィス機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	1,538	3,747
電話機 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5～6	283	—

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
細胞医療センター (未定)	細胞加工設備及び 研究施設	1,941	—	増資資金及び自己資 金	平成21年1月	平成22年6月	600%増加

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,751,200
計	1,751,200

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月19日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	577,720	586,920	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 社における標準と なる株式
計	577,720	586,920	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成14年7月26日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	177	172
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,080	6,880
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,250	6,250
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成20年9月30日まで	平成17年10月1日から 平成20年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 6,250円 資本組入額 3,125円	発行価格 6,250円 資本組入額 3,125円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	(注)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 平成19年9月30日現在の新株予約権の数は、臨時株主総会決議による388個から、新株予約権の行使及び退職等の理由による権利喪失により新株予約権の数は211個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の388株(分割調整後15,520株)から7,080株に減少しております。また、平成19年11月30日現在の新株予約権の数は、新株予約権の行使により平成19年9月30日から5個減じており、新株予約権の目的となる株式の数は、6,880株に減少しております。
2. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項に関しては、「(8) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。
3. 平成15年5月2日付をもって普通株式1株を4株に、さらに平成16年1月20日付をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数を11,680株に発行価格を6,250円に調整しております。

②平成16年12月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	6,515	6,485
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,515	6,485
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,900	62,900
新株予約権の行使期間	平成19年1月1日から 平成22年12月31日まで	平成19年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 62,900円 資本組入額 31,450円	発行価格 62,900円 資本組入額 31,450円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	(注)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

- (注) 1. 新株予約権の数は、取締役会決議による8,210個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を1,695個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の8,210株から6,515株に減少しております。また、平成19年11月30日現在の新株予約権の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を平成19年9月30日から30個減じており、新株予約権の目的となる株式の数は、6,485株に減少しております。
2. 新株予約権の行使の条件、新株予約権の譲渡に関する事項及び組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に関しては、「(8) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

③平成17年12月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,385	8,355
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,385	8,355
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,890	33,890
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成23年12月31日まで	平成20年1月1日から 平成23年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 33,890円 資本組入額 16,945円	発行価格 33,890円 資本組入額 16,945円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	(注)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

- (注) 1. 新株予約権の数は、取締役会決議による9,555個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を1,170個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の9,555株から8,385株に減少しております。また、平成19年11月30日現在の新株予約権の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を平成19年9月30日から30個減じており、新株予約権の目的となる株式の数は、8,355株に減少しております。
2. 新株予約権の行使の条件、新株予約権の譲渡に関する事項及び組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に関しては、「(8) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年2月6日取締役会決議（第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	18,000	9,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	18,000	9,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年2月22日 至平成22年2月21日	自平成19年2月22日 至平成22年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初、14,000円（以下「当初行使価額」という。）とする。

2 行使価額の修正

当社は平成19年2月22日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前日（当該修正日の前日当日を含む）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に次項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、7,000円とする。下限行使価額は、次項の規定を準用して調整される。

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じた場合はこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
3. 1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額
- 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

② 平成19年2月6日取締役会決議（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	30,000	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	30,000	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月22日 至 平成22年2月21日	自 平成19年2月22日 至 平成22年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初、16,500円（以下「当初行使価額」という。）とする。

2 行使価額の修正

当社は平成19年2月22日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前日（当該修正日の前日当日を含む）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に次項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、8,250円とする。下限行使価額は、次項の規定を準用して調整される。

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じた場合はこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

3. 1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

③ 平成19年2月6日取締役会決議（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	30,000	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	30,000	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月22日 至 平成22年2月21日	自 平成19年2月22日 至 平成22年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初、19,000円（以下「当初行使価額」という。）とする。

2 行使価額の修正

当社は平成19年2月22日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前日（当該修正日の前日当日を含む）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に次項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、9,500円とする。下限行使価額は、次項の規定を準用して調整される。

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じた場合はこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
3. 1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額
- 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

旧転換社債等に関する事項は、次のとおりであります。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の残高、新株引受権の権利行使により発行される株式の発行価格、資本組入額は、次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	事業年度末現在 (平成19年9月30日)			提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)		
	新株引受権の 残高 (千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)	新株引受権の 残高 (千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)
第4回無担保社債 (新株引受権付) (平成13年8月31日)	3,750	937.5	468.75	3,750	937.5	468.75

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成15年3月26日 (注) 1	420	4,620	157,500	422,500	157,500	360,000
平成15年5月2日 (注) 2	13,860	18,480	—	422,500	—	360,000
平成15年5月6日 (注) 3	11,200	29,680	70,000	492,500	—	360,000
平成15年10月8日 (注) 4	12,000	41,680	1,275,000	1,767,500	2,589,000	2,949,000
平成15年11月6日 (注) 5	2,100	43,780	223,125	1,990,625	453,075	3,402,075
平成15年12月10日 (注) 6	800	44,580	375	1,991,000	382	3,402,457
平成16年1月20日 (注) 7	394,020	438,600	—	1,991,000	—	3,402,457
平成16年1月27日 (注) 8	4,000	442,600	1,875	1,992,875	1,912	3,404,370
平成16年6月17日 (注) 9	109,600	552,200	51,375	2,044,250	52,402	3,456,772
平成17年10月1日～ 平成18年9月30日 (注) 10	4,000	556,200	12,500	2,056,750	12,500	3,469,272
平成19年2月21日 (注) 11	9,000	565,200	50,085	2,106,835	50,085	3,519,357
平成18年10月1日～ 平成19年9月30日 (注) 12	12,520	577,720	86,195	2,193,030	86,195	3,605,552

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 750,000円

資本組入額 375,000円

割当先 割当先は、東京海上火災保険株式会社、鐘淵化学工業株式会社、第一生命保険相互会社、安田生命保険相互会社であります。

2. 株式分割 (1 : 4) によるものであります。

3. 新株引受権の行使によるものであります。

4. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 322,000円

発行価額 212,500円

資本組入額 106,250円

5. オーバーアロットメントによる有償第三者割当

発行価格 322,000円

発行価額 212,500円

資本組入額 106,250円

割当先 割当先は、日興シティグループ証券株式会社であります。

6. 新株引受権の行使によるものであります。

7. 株式分割 (1 : 10) によるものであります。

8. 新株引受権の行使によるものであります。

9. 新株引受権の行使によるものであります。

10. 新株予約権の行使によるものであります。

11. 有償第三者割当増資

発行価格 11,130円

資本組入額 5,565円

割当先 Deutsche Bank AG, London Branch

12. 新株予約権の行使によるものであります。

13. 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ64,052千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年9月30日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	6	12	148	20	15	22,715	22,916	—
所有株式数 (株)	—	7,924	8,542	117,635	24,383	159	419,077	577,720	—
所有株式数 の割合(%)	—	1.37	1.48	20.36	4.22	0.03	72.54	100.00	—

(注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、64株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
木村佳司	千葉県浦安市	108,750	18.82
有限会社江川ホールディング	東京都世田谷区上用賀3-1-11	48,000	8.31
有限会社ヨシジキムラエンター プライズ	千葉県浦安市美浜5-8-906	44,000	7.62
東京中小企業投資事業有限責任 組合	東京都渋谷区渋谷3-29-22	16,723	2.89
江川滉二	東京都世田谷区	14,750	2.55
ドイチェ バンク アーゲー ー ロンドン 610 (常任代理人 ドイツ証券株 式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2-11-1 山王パー クタワー)	13,683	2.37
後藤重則	東京都大田区	7,515	1.30
吉田道雄	東京都町田市	5,200	0.90
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	4,995	0.86
野口活夫	神奈川県横浜市青葉区	4,824	0.84
計	—	268,440	46.47

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 577,720	577,720	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	—	—	—
発行済株式総数	577,720	—	—
総株主の議決権	—	577,720	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が64株 (議決権64個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該新株予約権の内容は以下のとおりであります。

①（平成14年7月26日臨時株主総会決議）

旧商法に基づき、平成14年7月26日臨時株主総会終結の時に在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社使用人のうち当社が付与対象者として認めた者、また当社の外部協力者に対して新株予約権を発行することを、平成14年7月26日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成14年7月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名 監査役1名 使用人のうち当社が付与対象者として認めた者22名 外部協力者9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し210株、監査役に対し9株、使用人に対し86株、外部協力者に対し83株、合計388株
新株予約権の行使時の払込金額	250,000円（注）
新株予約権の行使期間	自 平成17年10月1日 至 平成20年9月30日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の発行時において当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により若しくは法令変更により退任した場合、または当社の従業員、契約社員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権の発行時において当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であることを要する。ただし、当社の契約医療機関の医師、看護婦、従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 ③ 新株予約権の発行時において当社と顧問契約を締結している顧問であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社と顧問契約を締結している顧問であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の行使時において、当社の顧問でない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。 ④ 新株予約権の発行時において②③以外の当社外部協力者であった新株予約権者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 発行価額は、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

②（平成16年12月21日第9回定時株主総会決議）

旧商法に基づき、平成16年12月21日第9回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社使用人のうち当社が付与対象者として認めた者、また当社の外部協力者に対して新株予約権を発行することを、平成16年12月21日の第9回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年12月21日
付与対象者の区分及び人数	付与対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	10,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ）、又は発行日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。（注）
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成22年12月31日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。 但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。 但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（注）2 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の旧商法に定める新株引受権証券の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価} + \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

③（平成17年12月20日第10回定時株主総会決議）

旧商法に基づき、平成17年12月20日第10回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社使用人のうち当社が付与対象者として認めた者、また当社の外部協力者に対して新株予約権を発行することを、平成17年12月20日の第10回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年12月20日
付与対象者の区分及び人数	付与対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	10,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ）、又は発行日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。（注）
新株予約権の行使期間	自 平成20年1月1日 至 平成23年12月31日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。 但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。 但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（注）2 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の旧商法に定める新株引受権証券の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価} + \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長等を総合的に勘案して、利益配当の実施を検討する方針であります。

しかしながら当社は、設立以来、配当を実施した実績はなく、平成16年9月期以降、3期連続して損失を計上したことにより、累積損失が発生しております。当面は、早期の累積損失の解消に努めるとともに、内部留保を充実させることによって成長性のある事業への設備投資及び研究開発投資、細胞医療技術に係る需要顕在化を目的とした学術推進活動に伴う各種先行投資費用への資金充当を優先させ、企業体質の強化を進めるとともに、事業の成長を図っていく方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月
最高(円)	—	1,650,000 □294,000	76,600	39,500	16,480
最低(円)	—	1,030,000 □69,200	36,000	14,000	9,530

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
2. 平成15年10月8日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
3. □印は、株式分割権利落後の株価であります。なお、当社は平成15年11月30日現在の株主名簿に記載された株主に対して、平成16年1月20日付で株主分割を行っております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	14,500	13,700	14,950	15,000	13,800	13,990
最低(円)	10,350	10,600	12,280	12,600	12,000	11,350

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	木村 佳司	昭和27年3月15日生	平成4年9月 HOYA(株) 本社市場開発促進部課長 平成6年10月 (株)コアメディカル 専務取締役 平成7年10月 当社設立 代表取締役社長就任 平成14年9月 代表取締役CEO(現任)	(注)2	108,750
代表取締役	COO	横川 潔	昭和25年12月18日生	昭和60年6月 大阪厚生年金病院泌尿器科医長 平成元年7月 大阪大学医学部附属病院泌尿器科助手 平成5年7月 サンド薬品(株)入社 医薬開発本部サンディミュネオラル開発担当部長 平成9年4月 武田薬品工業(株)入社 医薬開発本部開発戦略部主席部員 平成10年9月 同社 臨床開発第4部長 平成16年2月 当社入社 執行役員CRDO 平成16年12月 取締役就任 CBO 平成18年10月 取締役CMO 平成19年4月 代表取締役COO(現任)	(注)2	1,000
取締役	CBO	春山 佳亮	昭和45年10月7日生	平成9年6月 (株)アイ・イー・エー・ジャパン 財務部係長 平成13年2月 同社 ジェネラル・アドミニストレーション・グループ財務・経理アクティング・マネージャー 平成13年5月 当社入社 管理部マネージャー 平成13年11月 取締役就任 管理部長 平成14年2月 管理本部長 平成14年9月 取締役CFO 平成19年4月 取締役CBO(現任)	(注)2	300
取締役	CFO	原 大輔	昭和38年7月21日生	昭和61年4月 日興証券(株)入社 平成11年3月 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社入社 投資銀行本部ディレクター 平成16年4月 当社入社 執行役員CAO 平成17年12月 取締役就任 CAO 平成19年4月 取締役CFO(現任)	(注)2	100
取締役	CTO	常川 清巧	昭和25年12月1日生	昭和51年4月 富山化学工業(株)入社 平成7年4月 同社 特許部長 平成14年7月 同社 知的財産室長 平成15年8月 当社入社 執行役員CTO 平成16年8月 執行役員CLO 平成18年12月 取締役就任 CLO 平成19年4月 取締役CTO(現任)	(注)2	100
常勤監査役		木村 健治	昭和20年3月14日生	昭和44年4月 日興証券(株)入社 平成7年4月 同社 仙台支店長 平成9年4月 同社 福岡支店長 平成10年6月 日興キャピタル(株) 取締役就任 平成13年6月 同社退社 平成15年12月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		富永 兼司	昭和30年2月11日生	昭和54年4月 ㈱日本リクルートセンター入社 昭和63年7月 同社 人材開発部長 平成8年7月 同社 広報室長兼㈱マリーガルマ ネジメント取締役就任 平成11年5月 ㈱キャリアプラン設立 代表取締 役就任 (現任) 平成14年6月 当社監査役就任 (現任)	(注)3	360
監査役		関山 司朗	昭和16年11月24日生	昭和40年4月 ㈱ブリヂストン入社 平成3年3月 同社 財務本部資金部長 平成7年4月 ブリヂストン・リーグ㈱ 代表取締役常務就任 平成9年9月 ㈱ブリヂストン退社 平成10年10月 学校法人関山学園 顧問就任 平成11年4月 同学園 理事長就任 (現任) 平成18年12月 当社監査役就任 (現任)	(注)3	—
計						110,610

- (注) 1. 監査役木村健治、富永兼司及び関山司朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成18年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
3. 平成18年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定、業務執行の監督機能と各事業部門の業務執行機能を核に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。
執行役員は8名で、CEO木村佳司、COO横川潔、CBO春山佳亮、CFO原大輔、CTO常川清巧、経営企画部長鈴木邦彦、研究開発本部長前川隆司、社長室長宮本宗で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、遵法精神のもと、透明性、効率性の高い経営上の組織体制や仕組みを整備し、企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

それを実現するため、コンプライアンス、リスクマネジメントの徹底を図り、投資家に対する適時適切な情報の開示に努め、業務プロセスにおける不正や誤謬を防ぐ内部牽制の仕組みを強化してまいります。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

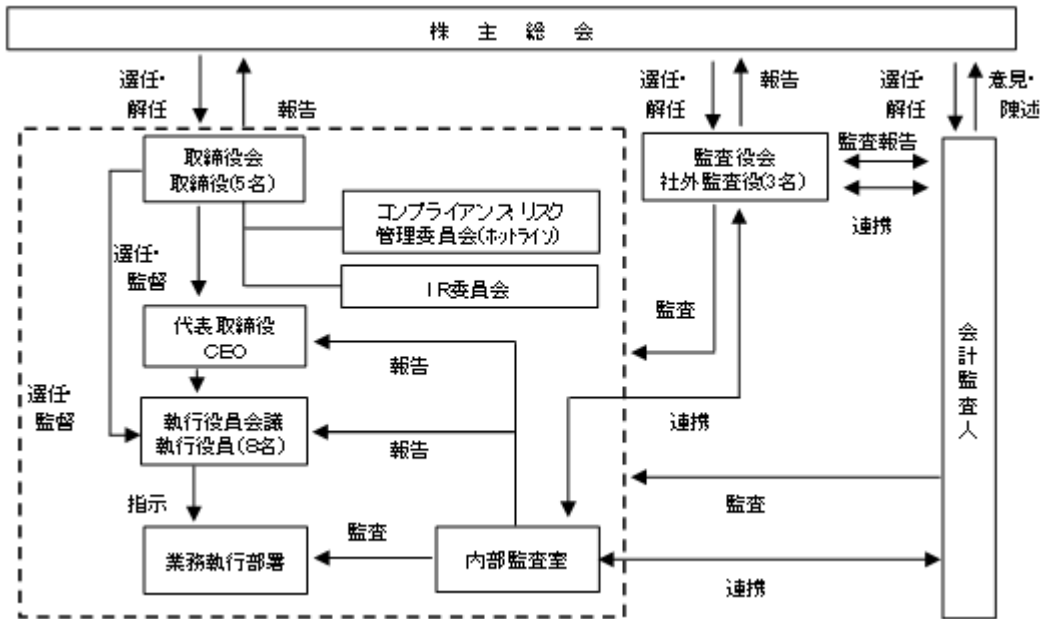
① 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項、ならびに経営に関する重要事項について審議決定をしております。当社の取締役会は取締役5名で構成され、原則毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を行い、経営の意思決定を行うほか、業績の進捗状況及び業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会を補完する機能として、執行役員が出席する月2回の執行役員会議において重要決裁事項の審議決定を行い、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定ができる体制をとっております。なお、当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、役割と責任の明確化を図る目的から、平成14年9月より、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で選任されており、現在5名が取締役を兼務しております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスにおけるチェック・アンド・バランス（牽制と均衡）が適切に働くよう、監査役3名全員を社外監査役として配置しております。各監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監督、監査しております。

一方、代表取締役CEOの直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行部門に対して厳正な内部監査を実施し、業務遂行の効率性・有効性の評価や法令及び規定等の遵守性確保を中心とした監査活動を行っております。

② コーポレート・ガバナンス体制の模式図



③ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムを、取締役会及び使用人の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制などを包括した内部管理体制と捉え、その体制整備を進めることにより、企業不祥事の発生の防止を図るなど、コーポレート・ガバナンスの確立に資することを基本的な考え方としております。

法令遵守体制の整備状況につきましては、取締役会の下にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、CEO（最高経営責任者）が委員長として、リスク管理統括責任者及びコンプライアンス統括責任者を兼ねております。具体的な制度設計としては、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス管理規程を整備し、企業行動憲章及びコンプライアンス行動規範を定めております。さらに、全社員に対してのコンプライアンス・プログラム導入研修の実施をするなど、法令及び企業倫理の遵守徹底を推進しております。また、公益通報者保護法の制定を受け、社内のマイナス情報を吸い上げ、不正行為の防止機能の役割を担うコンプライアンスホットラインを設置し

ております。

情報開示体制の整備状況につきましては、社内各部門のIR責任者による情報の集約・管理及びIR委員会による情報の重要性・適時開示の判断を中心として、社内体制を構築しております。また、四半期ごとの決算説明を動画配信するなど、当社のホームページを活用したリリース情報の速やかな開示により、株主及び投資家との適時適切なコミュニケーションを推進しております。

情報管理体制の整備状況につきましては、文書管理規程を定め、法令に基づく文書の作成及び保管、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等の適正な保管管理を行っております。具体的な内容としては、株主総会議事録・取締役会議事録・監査役会議事録・経営基本規程・財務諸表等を永久保存するなど、その重要度に応じた保存期間、保存方法を定めております。

④内部監査及び監査役監査の状況

当社の監査役監査の状況は、常勤監査役1名を含む監査役3名の体制で監査を行い、監査役会は原則毎月1回開催されております。監査役及び監査役会は、会計監査人との間で双方の立場からの年度監査体制、監査計画及び監査内容について報告及び協議を行っております。

また、内部監査室を代表取締役の直轄組織として設置し、専任者1名が、他の業務執行部門から独立した立場で組織の内部管理体制の適正性及び効率性を客観的に評価し、改善提案やフォローアップを実施しております。内部監査室は、監査役及び監査役会に対して年度監査体制及び年度監査計画を報告し、その内容について協議を行い、監査の実施状況については、その都度常勤監査役に報告しております。

⑤会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査を平成19年7月31日まではみず監査法人と、平成19年8月1日より新日本監査法人と監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それにもとづき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士及び監査業務にかかる補助者は、以下のとおりであります。

(みず監査法人)

業務を執行した公認会計士： 海野 隆善、工藤 雄一

なお、上記2名については、監査年数は7年を経過していないため、監査年数の記載は省略しております。

監査業務にかかる補助者： 公認会計士 3名、会計士補 1名、その他 2名

(新日本監査法人)

業務を執行した公認会計士： 江島 智、海野 隆善、工藤 雄一

なお、上記3名については、監査年数は7年を経過していないため、監査年数の記載は省略しております。

監査業務にかかる補助者： 公認会計士 4名、会計士補 3名、その他 1名

⑥社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役は選任しておりません。

当社の監査役3名は全員社外監査役であり、社外監査役と当社とは取引関係その他の利害関係はありません。

(2)リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動に潜在する様々な内外のリスクを全体的かつ適切に管理するため、リスク管理基本方針をリスク管理規程に定めるとともに、代表取締役CEOを委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク管理委員会においては、経営企画部がリスク管理を推進する事務局として、社内各部門の業務に関連するリスクの抽出と評価を行ったうえで優先的に管理をするリスクの特定を行い、社内各部門に対してリスクの予防、軽減、移転および回避対策を講じるなどの平時のリスク管理活動を推進しております。

また、事業の運営に重大な影響を及ぼす恐れのある経営危機が発生した場合に対応できるように、緊急対策本部の設置体制やクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備をすすめる一方、災害、個人情報の漏洩やセクシャルハラスメントなどの重要リスクについては、各管理委員会のもとで個別管理規程を定めるなど、リスクの最小化と未然防止に努めております。

さらに当社は、企業経営及び日常業務に関して複数の法律事務所等と顧問契約を締結し、業務執行上の疑義が発生した場合は、その内容に応じた各分野の専門家から適宜助言を受けられる体制をとり、戦略及び法務リスクの管理強化を図っております。

(3) 役員報酬の内容

当社が当事業年度に取締役及び監査役に支払った報酬は次の通りであります。

取締役 5名 96,500千円

監査役 3名 12,400千円（3名全員が社外監査役であります。）

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成15年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成15年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

(4) 監査報酬の内容

当社が会計監査人に支払うべき監査報酬は次の通りであります。

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

みすず監査法人 4,500千円

新日本監査法人 4,500千円

(5) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

（取締役及び監査役の責任免除）

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む。）及び監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第11期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期（平成18年10月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第11期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）の財務諸表についてはみすず監査法人により監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期（平成18年10月1日から平成19年9月30日まで）の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第11期 みすず監査法人

第12期 新日本監査法人

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年9月30日)		当事業年度 (平成19年9月30日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		1,321,275		1,011,926		
2. 売掛金		161,000		319,140		
3. 有価証券		1,200,000		900,000		
4. 商品		314		—		
5. 材料及び資材		7,397		13,583		
6. 仕掛品		2,981		18,186		
7. 前渡金		29,481		760		
8. 前払費用		14,331		19,029		
9. 短期貸付金		—		64,740		
10. 未収入金		50,170		1,970		
11. その他		26,673		5,077		
流動資産合計		2,813,627	66.4	2,354,415	52.3	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		706,836		709,042		
減価償却累計額		245,829	461,006	302,281	406,761	
(2) 構築物		497		497		
減価償却累計額		151	345	189	307	
(3) 機械装置		41,904		40,304		
減価償却累計額		39,671	2,233	38,289	2,015	
(4) 工具器具備品		376,051		381,626		
減価償却累計額		243,402	132,648	292,639	88,986	
(5) 建設仮勘定			—		53,982	
有形固定資産合計			596,234		552,053	12.3
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			78,797		59,596	
(2) ソフトウェア仮勘定			64,375		—	
(3) 電話加入権			947		725	
(4) 商標権			583		520	
無形固定資産合計			144,703		60,842	1.3

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年9月30日)		当事業年度 (平成19年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		372,270		1,334,301	
(2) 関係会社株式		123,180		45,500	
(3) 長期貸付金		90,000		—	
(4) 差入保証金		70,723		70,665	
(5) 長期前払費用		3,146		54,804	
(6) 保険積立金		23,562		28,554	
投資その他の資産合計		682,882	16.1	1,533,825	34.1
固定資産合計		1,423,820	33.6	2,146,722	47.7
資産合計		4,237,448	100.0	4,501,137	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		77,558		95,030	
2. 一年内返済予定長期借入金		20,000		15,000	
3. 未払金		209,783		122,299	
4. 未払費用		12,734		12,559	
5. 未払法人税等		13,710		18,949	
6. 前受金		16,740		30,100	
7. 預り金		12,595		13,065	
8. 前受収益		352		715	
9. 賞与引当金		94,595		85,800	
10. その他		—		19,319	
流動負債合計		458,070	10.8	412,840	9.2
II 固定負債					
1. 長期借入金		15,000		—	
固定負債合計		15,000	0.4	—	—
負債合計		473,070	11.2	412,840	9.2

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年9月30日)		当事業年度 (平成19年9月30日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金			2,056,750	48.5	2,193,030	48.7
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		3,469,272			3,605,552	
資本剰余金合計			3,469,272	81.9	3,605,552	80.1
3. 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
固定資産圧縮積立金		4,213			2,675	
特別償却準備金		715			—	
繰越利益剰余金		△1,766,612			△1,664,122	
利益剰余金合計			△1,761,682	△41.6	△1,661,447	△36.9
株主資本合計			3,764,339	88.8	4,137,135	91.9
II 評価・換算差額等						
1. その他有価証券評価差額金			—	—	△55,535	△1.2
評価・換算差額等合計			—	—	△55,535	△1.2
III 新株予約権			37	0.0	6,697	0.1
純資産合計			3,764,377	88.8	4,088,296	90.8
負債純資産合計			4,237,448	100.0	4,501,137	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)			当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			1,526,930	100.0		1,606,986	100.0
II 売上原価			688,571	45.1		722,146	44.9
売上総利益			838,359	54.9		884,840	55.1
III 販売費及び一般管理費	※1,2		1,616,774	105.9		1,708,812	106.4
営業損失			778,415	△51.0		823,972	△51.3
IV 営業外収益							
1. 受取利息		3,215			4,183		
2. 有価証券利息		2,518			4,288		
3. 投資事業組合利益		—			4,727		
4. 為替差益		7,712			—		
5. その他		2,122	15,568	1.0	1,037	14,237	0.9
V 営業外費用							
1. 支払利息		848			410		
2. 投資事業組合損失		17,300			—		
3. 株式交付費		—			6,205		
4. 社債発行費等		—			2,546		
5. 為替差損		—			7,649		
6. その他		1,539	19,688	1.3	981	17,793	1.1
経常損失			782,535	△51.2		827,528	△51.5
VI 特別利益							
1. 関係会社株式交換益		—	—	—	936,901	936,901	58.3
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※3	58	58	0.0	414	414	0.0
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			△782,594	△51.3		108,957	6.8
法人税、住民税及び事 業税		8,346			8,722		
過年度未払法人税等取 崩額		△11,125			—		
法人税等調整額		41,196	38,417	2.5	—	8,722	0.6
当期純利益又は 当期純損失(△)			△821,011	△53.8		100,235	6.2

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)		当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		219,241	31.8	227,909	30.9
II 労務費	※	178,308	25.9	170,721	23.2
III 経費	※	291,240	42.3	338,690	45.9
当期サービス費用		688,790	100.0	737,321	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,697		2,981	
期末仕掛品たな卸高		2,981		18,186	
合計		688,506		722,115	
期首商品たな卸高		379		314	
他勘定振替高		—		284	
期末商品たな卸高		314		—	
当期売上原価		688,571		722,146	

※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注費 (千円)	43,102	58,417
減価償却費 (千円)	31,303	37,656
消耗品費 (千円)	60,432	61,817
賃借料 (千円)	66,183	58,800
地代家賃 (千円)	46,377	55,562
賞与引当金繰入額 (千円)	20,454	18,670

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	その他利益剰余金					
			固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成17年9月30日 残高（千円）	2,044,250	3,456,772	27,985	2,147	△970,804	△940,671	4,560,351	
事業年度中の変動額								
新株の発行	12,500	12,500					25,000	
固定資産圧縮積立金の取崩し（当期分）			△2,730		2,730	—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩し（前期損失処理項目）			△21,041		21,041	—	—	
特別償却準備金の取崩し（当期分）				△715	715	—	—	
特別償却準備金の取崩し（前期損失処理項目）				△715	715	—	—	
当期純損失					△821,011	△821,011	△821,011	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計（千円）	12,500	12,500	△23,771	△1,431	△795,807	△821,011	△796,011	
平成18年9月30日 残高（千円）	2,056,750	3,469,272	4,213	715	△1,766,612	△1,761,682	3,764,339	

	新株予約権	純資産合計
平成17年9月30日 残高（千円）	37	4,560,388
事業年度中の変動額		
新株の発行		25,000
固定資産圧縮積立金の取崩し（当期分）		—
固定資産圧縮積立金の取崩し（前期損失処理項目）		—
特別償却準備金の取崩し（当期分）		—
特別償却準備金の取崩し（前期損失処理項目）		—
当期純損失		△821,011
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	—	△796,011
平成18年9月30日 残高（千円）	37	3,764,377

当事業年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	その他利益剰余金					
			固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成18年9月30日 残高（千円）	2,056,750	3,469,272	4,213	715	△1,766,612	△1,761,682	3,764,339	
事業年度中の変動額								
新株の発行	136,280	136,280					272,560	
固定資産圧縮積立金の取崩し			△1,537		1,537	—	—	
特別償却準備金の取崩し				△715	715	—	—	
当期純利益					100,235	100,235	100,235	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計（千円）	136,280	136,280	△1,537	△715	102,489	100,235	372,795	
平成19年9月30日 残高（千円）	2,193,030	3,605,552	2,675	—	△1,664,122	△1,661,447	4,137,135	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成18年9月30日 残高（千円）	—	37	3,764,377
事業年度中の変動額			
新株の発行			272,560
固定資産圧縮積立金の取崩し			—
特別償却準備金の取崩し			—
当期純利益			100,235
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△55,535	6,660	△48,875
事業年度中の変動額合計（千円）	△55,535	6,660	323,919
平成19年9月30日 残高（千円）	△55,535	6,697	4,088,296

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)		△782,594	108,957
減価償却費		142,680	134,832
貸倒引当金の減少額		△70	—
賞与引当金の増減額 (△減少)		2,796	△8,795
受取利息及び受取配当金		△5,734	△8,471
関係会社株式交換益		—	△936,901
投資事業組合損益 (△利益)		17,300	△4,727
為替差損益 (△差益)		△7,712	7,649
支払利息		848	410
固定資産除却損		58	414
株式交付費		—	6,205
社債発行費等		—	2,546
売上債権の増加額		△51,155	△158,139
たな卸資産の増減額 (△増加)		849	△21,076
仕入債務の増加額		14,768	17,472
未払金の増減額 (△減少)		71,809	△50,861
未払消費税等の増加額		—	19,145
その他		△34,987	39,490
小計		△631,141	△851,848
利息及び配当金の受取額		5,805	8,698
利息の支払額		△817	△381
法人税等の支払額		△15,310	△8,346
営業活動によるキャッシュ・フロー		△641,463	△851,877

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△250,599	△89,640
無形固定資産の取得による支出		△77,212	△18,607
無形固定資産の売却による収入		—	60,250
有価証券の取得による支出		△200,000	—
有価証券の償還による収入		—	200,000
投資有価証券の取得による支出		△196,350	△10,000
関係会社株式の取得による支出		△37,500	—
貸付金の回収による収入		10,000	50,000
差入保証金の差入による支出		△1,756	△127
差入保証金の返還による収入		726	185
投資活動によるキャッシュ・フロー		△752,692	192,059
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		△20,000	△20,000
株式発行による収入		25,000	266,354
新株予約権の発行による収入		—	4,113
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,000	250,468
IV 現金及び現金同等物の減少額		△1,389,155	△409,349
V 現金及び現金同等物の期首残高		3,710,431	2,321,275
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※	2,321,275	1,911,926

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券（時価のないもの） 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 材料及び資材 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(3) 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 材料及び資材 同左</p> <p>(3) 仕掛品 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="502 499 798 633"> <tr> <td>建物</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>4～5年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	建物	5～17年	構築物	20年	機械装置	4～5年	工具器具備品	4～8年	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="976 499 1272 633"> <tr> <td>建物</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>4～5年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～8年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業損失及び経常損失は、それぞれ169千円増加し、税引前当期純利益は、169千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	建物	5～17年	構築物	20年	機械装置	4～5年	工具器具備品	4～8年
建物	5～17年																	
構築物	20年																	
機械装置	4～5年																	
工具器具備品	4～8年																	
建物	5～17年																	
構築物	20年																	
機械装置	4～5年																	
工具器具備品	4～8年																	
4. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費 同左</p> <p>社債発行費等 支出時に全額費用として処理しております。</p>																

項目	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 その結果、当期末における貸倒引当金の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は3,764,339千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(貸借対照表) 前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、当期において、資産の総額の1/100を超えたため区分掲記しております。 なお、前期末の「未収入金」は6,780千円であります。</p>	<p>—————</p>
<p>(貸借対照表) 前期まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当期において、区分掲記しております。 なお、前期末の「預り金」は5,603千円であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																												
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ24%であり、一般管理費に属する費用はおよそ76%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>役員報酬</td><td>93,759千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>337,603</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>467,795</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>56,253</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>52,355</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>124,470</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>88,678</td></tr> </table> <p>※2. 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。</p> <p>また、その総額は、上記※1のとおり、467,795千円であります。</p> <p>※3. 固定資産除却損は、工具器具備品 58千円であります。</p>	役員報酬	93,759千円	給与手当	337,603	研究開発費	467,795	減価償却費	56,253	賞与引当金繰入額	52,355	広告宣伝費	124,470	支払手数料	88,678	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ25%であり、一般管理費に属する費用はおよそ75%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>役員報酬</td><td>110,400千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>314,195</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>512,920</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>41,355</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>46,201</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>127,426</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>115,143</td></tr> </table> <p>※2. 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。</p> <p>また、その総額は、上記※1のとおり、512,920千円であります。</p> <p>※3. 固定資産除却損は、建物267千円、機械装置80千円及び工具器具備品67千円であります。</p>	役員報酬	110,400千円	給与手当	314,195	研究開発費	512,920	減価償却費	41,355	賞与引当金繰入額	46,201	広告宣伝費	127,426	支払手数料	115,143
役員報酬	93,759千円																												
給与手当	337,603																												
研究開発費	467,795																												
減価償却費	56,253																												
賞与引当金繰入額	52,355																												
広告宣伝費	124,470																												
支払手数料	88,678																												
役員報酬	110,400千円																												
給与手当	314,195																												
研究開発費	512,920																												
減価償却費	41,355																												
賞与引当金繰入額	46,201																												
広告宣伝費	127,426																												
支払手数料	115,143																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	552,200	4,000	—	556,200
合計	552,200	4,000	—	556,200

(注) 普通株式の株式数の増加4,000株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成13年第4回無担保社債 (新株引受権付) の新株引受権 (注)	普通株式	4,000	—	—	4,000	37
合計			4,000	—	—	4,000	37

(注) 平成13年第4回無担保社債 (新株引受権付) の新株引受権は、権利行使可能なものであります。

当事業年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	556,200	21,520	—	577,720
合計	556,200	21,520	—	577,720

（注）普通株式の株式数の増加21,520株は、第三者割当による新株の発行による増加9,000株、新株予約権の行使による新株の発行による増加12,520株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成13年第4回無担保社債（新株引受権付）の新株引受権（注）1	普通株式	4,000	—	—	4,000	37
	平成19年第1回新株予約権（注）2、3、4	普通株式	—	30,000	12,000	18,000	1,710
	平成19年第2回新株予約権（注）2、3	普通株式	—	30,000	—	30,000	2,550
	平成19年第3回新株予約権（注）2、3	普通株式	—	30,000	—	30,000	2,400
合計		—	4,000	90,000	12,000	82,000	6,697

- （注）
- 平成13年第4回無担保社債（新株引受権付）の新株引受権は、権利行使可能なものであります。
 - 平成19年第1回、第2回及び第3回新株予約権は、権利行使可能なものであります。
 - 平成19年第1回、第2回及び第3回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 - 平成19年第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,321,275	現金及び預金勘定 1,011,926
有価証券勘定 1,200,000	有価証券勘定 900,000
2,521,275	1,911,926
運用が3ヶ月を越える短期投資 △200,000	
現金及び現金同等物 2,321,275	

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">53,348</td> <td style="text-align: right;">40,752</td> <td style="text-align: right;">12,596</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">373,729</td> <td style="text-align: right;">169,242</td> <td style="text-align: right;">204,486</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">427,077</td> <td style="text-align: right;">209,994</td> <td style="text-align: right;">217,082</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械装置	53,348	40,752	12,596	工具器具備品	373,729	169,242	204,486	合計	427,077	209,994	217,082	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">53,348</td> <td style="text-align: right;">49,643</td> <td style="text-align: right;">3,704</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">373,082</td> <td style="text-align: right;">224,712</td> <td style="text-align: right;">148,369</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">426,430</td> <td style="text-align: right;">274,356</td> <td style="text-align: right;">152,074</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械装置	53,348	49,643	3,704	工具器具備品	373,082	224,712	148,369	合計	426,430	274,356	152,074
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																														
機械装置	53,348	40,752	12,596																														
工具器具備品	373,729	169,242	204,486																														
合計	427,077	209,994	217,082																														
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																														
機械装置	53,348	49,643	3,704																														
工具器具備品	373,082	224,712	148,369																														
合計	426,430	274,356	152,074																														
2. 未経過リース料期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額																																
1年内 74,361千円	1年内 70,245千円																																
1年超 151,062千円	1年超 88,581千円																																
合計 225,423千円	合計 158,826千円																																
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																
支払リース料 67,710千円	支払リース料 81,542千円																																
減価償却費相当額 62,543千円	減価償却費相当額 74,638千円																																
支払利息相当額 5,594千円	支払利息相当額 5,244千円																																
4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																
5. 利息相当額の算定方法	5. 利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																																

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年9月30日現在)

時価評価されていない有価証券

その他有価証券

内容	貸借対照表計上額(千円)	摘要
(1) 投資事業組合出資金	372,270	CP及び信託受益権
(2) その他	1,200,000	

子会社株式及び関連会社株式

内容	貸借対照表計上額(千円)	摘要
関連会社株式	123,180	

当事業年度において、従来その他有価証券で保有していた非上場株式について、同社の株式を追加取得し、持株比率が増加したことに伴い関連会社株式に変更しております。これにより、その他有価証券の非上場株式が8,000千円減少し、関連会社株式が、その他有価証券の非上場株式からの変更分と合わせて35,500千円増加しております。

当事業年度(平成19年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価があるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,018,529	962,993	△55,535
	小計	1,018,529	962,993	△55,535
合計		1,018,529	962,993	△55,535

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

その他有価証券

内容	貸借対照表計上額(千円)	摘要
(1) 非上場株式	10,000	CP及び信託受益権
(2) 投資事業組合出資金	361,307	
(3) その他	900,000	

子会社株式及び関連会社株式

内容	貸借対照表計上額(千円)	摘要
関連会社株式	45,500	

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成17年10月1日至平成18年9月30日)及び当事業年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成17年10月1日至平成18年9月30日)及び当事業年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員22名 外部協力者9名	当社取締役2名 当社監査役3名 当社従業員139名 外部協力者34名	当社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員138名 外部協力者34名
ストック・オプション数	普通株式 15,520株	普通株式 8,210株	普通株式 9,555株
付与日	平成14年7月26日	平成17年1月28日	平成18年1月27日
権利確定条件	(注) 1	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成14年7月26日から平成17年9月30日まで	平成17年1月28日から平成18年12月31日まで	平成18年1月27日から平成19年12月31日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成20年9月30日まで	平成19年1月1日から平成22年12月31日まで	平成20年1月1日から平成23年12月31日まで

(注) 1. ①新株予約権の発行時において当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により若しくは法令変更により退任した場合、または当社の従業員、契約社員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

②新株予約権の発行時において当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であることを要する。ただし、当社の契約医療機関の医師、看護婦、従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

③新株予約権の発行時において当社と顧問契約を締結している顧問であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社と顧問契約を締結している顧問であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の権利確定日において、当社の顧問でない場合であっても、新株予約権の権利確定に先立ち、当該新株予約権の数及び権利確定の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

④新株予約権の発行時において②③以外の当社外部協力者であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定に先立ち、当該新株予約権の数及び権利確定の時期につき、当社取締役会の承認を要する。

2. ①新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。
但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。
但し、当該新株予約権者が新株予約権の権利確定に先立ち、権利確定の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度（平成18年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	7,475	—
付与	—	—	9,555
失効	—	805	745
権利確定	—	—	—
未確定残	—	6,670	8,810
権利確定後 (株)			
前事業年度末	11,680	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	4,000	—	—
失効	80	—	—
未行使残	7,600	—	—

②単価情報

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,250	62,900	33,890
行使時平均株価 (円)	31,244	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

当事業年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員22名 外部協力者9名	当社取締役2名 当社監査役3名 当社従業員139名 外部協力者34名	当社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員138名 外部協力者34名
ストック・オプション数	普通株式 15,520株	普通株式 8,210株	普通株式 9,555株
付与日	平成14年7月26日	平成17年1月28日	平成18年1月27日
権利確定条件	(注) 1	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成14年7月26日から平成17年9月30日まで	平成17年1月28日から平成18年12月31日まで	平成18年1月27日から平成19年12月31日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成20年9月30日まで	平成19年1月1日から平成22年12月31日まで	平成20年1月1日から平成23年12月31日まで

(注) 1. ①新株予約権の発行時において当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により若しくは法令変更により退任した場合、または当社の従業員、契約社員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

②新株予約権の発行時において当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であることを要する。ただし、当社の契約医療機関の医師、看護婦、従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

③新株予約権の発行時において当社と顧問契約を締結している顧問であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社と顧問契約を締結している顧問であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の権利確定日において、当社の顧問でない場合であっても、新株予約権の権利確定に先立ち、当該新株予約権の数及び権利確定の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

④新株予約権の発行時において②③以外の当社外部協力者であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定に先立ち、当該新株予約権の数及び権利確定の時期につき、当社取締役会の承認を要する。

2. ①新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。

但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。

但し、当該新株予約権者が新株予約権の権利確定に先立ち、権利確定の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成19年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	6,670	8,810
付与	—	—	—
失効	—	70	425
権利確定	—	6,600	—
未確定残	—	—	8,385
権利確定後 (株)			
前事業年度末	7,600	—	—
権利確定	—	6,600	—
権利行使	520	—	—
失効	—	85	—
未行使残	7,080	6,515	—

②単価情報

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,250	62,900	33,890
行使時平均株価 (円)	12,409	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年9月30日現在)		当事業年度 (平成19年9月30日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(千円)		(千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	37,838	賞与引当金損金算入限度超過額	34,320
一括償却資産損金算入限度超過額	3,175	一括償却資産損金算入限度超過額	1,638
未払事業税否認	4,618	未払事業税否認	4,026
未払事業所税否認	812	未払事業所税否認	867
繰越欠損金	742,917	その他有価証券評価差額金	22,214
その他	900	繰越欠損金	764,193
繰延税金資産小計	<u>790,261</u>	その他	<u>1,395</u>
評価性引当額	<u>△786,975</u>	繰延税金資産小計	<u>828,655</u>
繰延税金資産合計	<u>3,286</u>	評価性引当額	<u>△826,871</u>
繰延税金負債		繰延税金資産合計	<u>1,783</u>
固定資産圧縮積立金認容	△2,809	繰延税金負債	
特別償却準備金認容	△477	固定資産圧縮積立金認容	<u>△1,783</u>
繰延税金負債合計	<u>△3,286</u>	繰延税金負債合計	<u>△1,783</u>
繰延税金資産(△負債)の純額	<u>—</u>	繰延税金資産(△負債)の純額	<u>—</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失のため注記を省略しております。		(%)	
		法定実効税率	40.0
		(調整)	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2
		住民税均等割	8.0
		評価性引当額	<u>△44.2</u>
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>8.0</u>

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)		当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)	
関連会社に対する投資の金額(千円)	77,680	関連会社に対する投資の金額(千円)	—
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	32,814	持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	—
持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	19,874	持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	—

(注) 利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社については、記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	江川滉二	—	—	新横浜メディカルクリニック所長	(被所有) 直接 2.7	—	当社の免疫細胞療法総合支援サービスを提供	売上	871,366	売掛金	85,292

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

役員個人が開設する診療所に対する免疫細胞療法総合支援サービスの提供については、当該支援業務に係る当社の人件費、物流費、経費等を勘案の上、他の契約医療機関と同様の契約内容に基づき、取引価格及び条件を決定しております。

当事業年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)

関係会社株式の現物出資によるその他有価証券の取得

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

KOREA HINET Co., Ltd

(2) 分離した事業の内容

INNOMEDISYS Inc.における細胞医薬品の製造及び販売

(3) 事業分離を行った理由

INNOMEDISYS Inc.の財務基盤強化の実現による同社の活動支援を目的としております。

(4) 事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

事業分離日：平成19年8月22日

INNOMEDISYS Inc.株式を現物出資し、KOREA HINET Co., Ltdの第三社割当による新株との株式交換を実施いたしました。これにより、INNOMEDISYS Inc.はKOREA HINET Co., Ltdの子会社となりました。

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用し、受取対価が分離先企業の株式のみであり、かつ分離先企業が子会社や関連会社とならないため、INNOMEDISYS Inc.株式の取得価額とKOREA HINET Co., Ltd株式の取得価額の差額について、株式交換益を特別利益に計上いたしました。

関係会社株式交換益	936,901千円
INNOMEDISYS Inc.株式の帳簿価額	77,680千円

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1株当たり純資産額 6,768.03円	1株当たり純資産額 7,065.01円
1株当たり当期純損失金額 1,479.51円	1株当たり当期純利益金額 176.90円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 174.62円

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△821,011	100,235
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△821,011	100,235
期中平均株式数 (株)	554,922	566,628
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	7,398
(うち新株引受権付社債)	(—)	(3,705)
(うち新株予約権)	(—)	(3,693)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株引受権付社債並びに新株予約権3種類(新株予約権の数15,670個、普通株式23,080株)。第4回新株引受権付社債並びに新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(新株予約権の数92,900個、普通株式92,900株)。新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		KOREA HINET Co., Ltd	1,197,679	962,993
		PRISM BioLab(株)	125	10,000
		小計	1,197,804	972,993
計		1,197,804	972,993	

【債券】

有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		有価証券C P (みずほインベスターズ証券)	700,000	700,000
		小計	700,000	700,000
計		700,000	700,000	

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
		信託受益権 (三菱UFJ信託銀行)	200,000	200,000
		小計	200,000	200,000
投資有価証券	その他有価証券	投資事業組合出資金 (MASA Life Science Ventures LLP)	—	361,307
		小計	—	361,307
計		200,000	561,307	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	706,836	2,556	351	709,042	302,281	56,534	406,761
構築物	497	—	—	497	189	37	307
機械装置	41,904	—	1,600	40,304	38,289	138	2,015
工具器具備品	376,051	6,420	845	381,626	292,639	50,014	88,986
建設仮勘定	—	53,982	—	53,982	—	—	53,982
有形固定資産計	1,125,290	62,959	2,796	1,185,453	633,399	106,725	552,053
無形固定資産							
ソフトウェア	157,637	8,843	—	166,480	106,884	28,044	59,596
ソフトウェア仮勘定	64,375	—	64,375	—	—	—	—
電話加入権	947	—	221	725	—	—	725
商標権	625	—	—	625	104	62	520
無形固定資産計	223,585	8,843	64,596	167,831	106,989	28,106	60,842
長期前払費用	8,093	57,968	3,393	62,668	7,863	6,310	54,804

(注) 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりであります。

機械装置	減少	研究開発設備除却	1,600千円
工具器具備品	増加	バーコード自動認識システム用プリンター	3,510千円
建設仮勘定	増加	自動細胞加工培養システム	53,982千円
ソフトウェア	増加	ワークフローソフトウェア	4,125千円
ソフトウェア仮勘定	減少	オーダーメイド医療管理システム開発の見直し	60,250千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	20,000	15,000	1.7	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	15,000	—	—	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
計	35,000	15,000	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	94,595	85,800	94,595	—	85,800

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	155
預金	
普通預金	910,128
定期預金	100,000
郵便振替貯金	1,642
小計	1,011,771
合計	1,011,926

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック新横浜	162,805
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック大阪	89,856
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック福岡	38,004
医療法人社団 滉志会 瀬田クリニック	18,819
医療法人社団 滉志会	9,626
その他	29
合計	319,140

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
161,000	1,651,945	1,493,805	319,140	82.4	53

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 材料及び資材

品名	金額（千円）
C P材料	13,583
合計	13,583

④ 仕掛品

品名	金額（千円）
科学技術振興機構受託研究	18,186
合計	18,186

⑤ 買掛金

相手先	金額（千円）
ニプロ(株)	41,924
(株)池田理化	13,624
日野家田化学(株)	7,227
東洋理工(株)	5,011
東邦薬品(株)	3,772
その他	23,470
合計	95,030

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	9月30日
株券の種類	1株券 10株券 100株券
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
端株の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第11期）（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）
平成18年12月20日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付書類
平成19年2月6日関東財務局長に提出。
- (3) 有価証券届出書（新規発行新株予約権証券募集）及びその添付書類
平成19年2月6日関東財務局長に提出。
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度（第10期）（自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書
平成19年3月19日関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書
平成19年3月30日関東財務局長に提出。
- (6) 半期報告書
第12期中（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）
平成19年6月21日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年12月20日

株式会社メディネット
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 高橋 廣 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 海野 隆 善
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工藤 雄 一
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネットの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年12月19日

株式会社メディネット

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	江島 智	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	海野 隆善	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雄一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネットの平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。